

多久市過疎地域持続的発展計画（案）

令和8年度～令和12年度

令和8年●月

佐賀県多久市

目次

1 基本的な事項	1
(1) 市の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針	9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	10
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7) 計画期間	10
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	11
(1) 現況と問題点	11
(2) 対策	11
(3) 計画	12
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	12
3 産業の振興	13
(1) 現況と問題点	13
(2) 対策	14
(3) 計画	17
(4) 産業振興促進事項	19
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	19
4 地域における情報化	20
(1) 現況と問題点	20
(2) 対策	20
(3) 計画	21
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	22
5 交通施設の整備、交通手段の確保	23
(1) 現況と問題点	23
(2) 対策	23
(3) 計画	25
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	25
6 生活環境の整備	26
(1) 現況と問題点	26
(2) 対策	27
(3) 計画	30
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	30
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	32
(1) 現況と問題点	32
(2) 対策	34

（3）計画	38
（4）公共施設等総合管理計画との整合	39
8 医療の確保	40
（1）現況と問題点	40
（2）対策	40
（3）計画	40
（4）公共施設等総合管理計画との整合	41
9 教育の振興	42
（1）現況と問題点	42
（2）対策	43
（3）計画	46
（4）公共施設等総合管理計画との整合	47
10 集落の整備	49
（1）現況と問題点	49
（2）対策	49
（3）計画	50
（4）公共施設等総合管理計画との整合	50
11 地域文化の振興等	51
（1）現況と問題点	51
（2）対策	51
（3）計画	52
（4）公共施設等総合管理計画との整合	52
12 再生可能エネルギーの利用の推進	53
（1）現況と問題点	53
（2）対策	53
（3）計画	53
（4）公共施設等総合管理計画との整合	53
事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	55

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は、佐賀県の中央部に位置し、佐賀市から西へ15km、福岡市から南西45kmの位置にあります。市域は、東西14km、南北11.5km、面積96.56 km²で地形は周囲を山に囲まれた盆地であり、北は比較的高い天山(1,046m)を主峰とする天山々系が走り、西は船山(685m)、南は鬼ノ鼻山(435m)があり、南東部が僅かに開け、佐賀平野の西端に連なっています。

これらの山々に源を発する諸河川は、市の中央部を西から南東に貫く牛津川(多久川)を主流として六角川と合流し有明海に注いでいます。この牛津川に沿って東西に平坦部が開け、市街地、水田等の耕地が所在し、背後はみかん園を中心とした里山を形成しています。

地質は、北部が花崗岩、中央部は第三紀層、南部は安山岩、西部は玄武岩と一部沖積層からなっています。

気候は比較的温和で年間平均気温は15°C、年間降水量は1,800mm程度です。

歴史的に藩政時代は、多久領として佐賀藩に属し、明治に入り町村制施行に伴い、5カ村に分離しましたが、昭和29年5月1日に合併、市制を施行し、現在に至っています。明治の初期から発展した石炭鉱業によって大正期には鉱業都市として発展傾向となりました。

戦後、昭和20年代に入り、わが国経済復興の担い手として再び石炭鉱業は脚光を浴び、本市の基幹産業として社会、経済の中心的役割を果たし、ほとんどの主力炭鉱会社が存在する「炭鉱都市」となりましたが、昭和30年代半ば頃から始まったエネルギー革命の影響により、昭和47年までに炭鉱は閉山を余儀なくされ、それに伴い人口も最盛期の昭和28年の48,947人をピークに10数年で急激に人口が減少し、過疎地に指定されています。

本市では過疎からの脱却と市勢振興を目指し、農業面においては基盤整備や近代化、さらに果樹(みかん等)、野菜(アスパラガス等)、農産加工品等の特産地形成を推進し、畜産・酪農振興等にも取り組んできました。さらに、石炭鉱業に替わるべき製造工業の導入を図るため、30数社に及ぶ企業誘致を行うとともに、過疎法・産炭法・リゾート法等による行財政面の助成を受けながら、道路を始め都市施設等の社会資本の整備を図るとともに民間活力の育成に努めてきました。少子高齢化や人口減少社会に対しても、対策に取り組んできましたが、依然として厳しい状況が続いている。

イ 市における過疎の状況(人口等の動向、これまでの過疎法に基づくものも含めた対策、現在の課題、今後の見通し等)

本市の人口は、国勢調査結果でみると、昭和35年の45,627人より減少傾向で推移し、平成17年の22,739人から令和2年の18,295人と19.54%の減少率となっており、昭和45年以降現在に至るまで過疎地域に指定されています。

これまでの過疎法に基づく対策として、昭和45年に施行された過疎地域対策緊急措置法では、まずすべての産業の共通基盤となる交通通信体系の整備に重点を置き、過疎債事業の大半を市道の整備に注入し、企業の立地条件を整備しながら、雇用の場の確保と市民所得の増大を目指して企業誘致に取り組んできました。その後、高齢者問題の顕在化により、新たな施策として、高齢者福祉対策を強化するため老人憩いの家や老人福祉センターを建設しました。さらに、生活環境

整備面としては東部簡易水道施設の整備充実を図りました。昭和 55 年度には市民の社会意識高揚と文化向上を目的とした中央公民館を建設しました。

昭和 55 年に制定されました過疎地域振興特別措置法に基づいた前期計画では「緑あふれる明るく住みよい豊かな田園工業都市」を基本理念として、都市型工業の選択的導入開発と農林業の振興により市民所得の向上と市民の総合的地位向上を目指し、生活環境の整備、教育文化の振興及び社会福祉の充実を基本方針とし、各種産業の基盤整備と土地利用の効率化及び集落の交流を促すための市道の整備や学校教育の質的充実を図るため、統合中学校建設を行うとともに、生活環境の向上のため上水道拡張事業・簡易水道施設の建設、福祉の増進のため養護老人ホーム恵光園、母子健康センターを建設しました。また、農業の生産力を高めるため、ほ場整備等の基盤整備、近代化施設の充実を図りました。

後期においても地場産業の振興とともに、企業誘致、観光開発のための基盤整備や高次都市機能の充実に重点をおき、農地ほ場整備、林業構造改善事業、工場団地造成、道路改良、上水道施設、住宅改良、福社会館及び児童館の建設を行いました。

平成 2 年度に制定されました過疎地域活性化特別措置法に基づく前期計画（平成 2 年～平成 6 年度）では、引き続く人口減少のほか、高齢化の進行や、若年者比率の低下等に対処するため、地域の特性と創意工夫を生かした自主的、主体的な取り組みにより高齢化社会への対応と若者の定住促進など過疎地域の活性化を図るため、聖廟周辺整備、物産館建設、先覚者資料館建設、市立病院診療棟の改築、工場団地造成計画の推進、中山間地域農村活性化総合整備事業、新農村地域定住促進対策事業等を行いました。また、民間活力による事業として、老人保健施設、ショッピングセンター、レジャープール、ホテル等の建設も行われました。

後期計画（平成 7 年～平成 11 年度）では、引き続き中山間地域農村活性化総合整備事業を行い、企業誘致のため多久北部工業団地造成が完了し、積極的に企業誘致を進めてきました。また、公共下水道整備事業、農業集落排水整備事業に着手し、住宅団地「メイプルタウン北原」の造成を行いました。その他、公営住宅の梅木団地建替事業、市内小中学校給食の開始のための給食施設建設事業、東多久スポーツ広場整備事業等を行いました。地域振興に資する民間事業者の支援として、多久町共同店舗（ユアー新鮮館）建設事業や老人保健福祉サービス施設（ケアハウス大地）建設事業等もありました。

また、平成 12 年に制定されました過疎地域自立促進特別措置法に基づく前期計画（平成 12 年～平成 16 年度）では、第 3 次多久市総合計画の目標とする「住みたい美しいまち 多久」を創り、過疎地域の自立促進を図るため、公共下水道整備事業、農業集落排水整備事業を引き続き行い、また、過疎地域における情報化を目指し、ふるさと情報館「幡船の里」の建設、府内の行政情報システムの導入・市ホームページの充実を行いました。公民館改築（多久、南多久）、中山間地域総合整備事業（西多久地区）、総合型地域スポーツクラブ育成事業等も行いました。

後期計画（平成 17 年～平成 21 年度）では、公共下水道整備事業や土地区画整理事業を引き続き実施し、安心安全向上のため消防ポンプ自動車の購入、耐震性貯水槽の新設、防災行政無線整備事業、母子健康センター改修事業等を行いました。

平成 22 年の過疎地域自立促進特別措置法の 6 年間の延長を受けて策定した計画（平成 22 年～平成 27 年度）では、橋梁長寿命化対策事業、高度医療機器整備事業、小中一貫校建設事業等を行い、加えて過疎地域自立促進特別事業として、環境基本計画策定事業やスクールバス運行事業等

のソフト事業を行いました。

平成 27 年の過疎地域自立促進特別措置法の 5 年間の延長を受けて策定した計画（平成 28 年～令和 2 年度）では、温泉保養宿泊施設再生事業、公共下水道事業（管渠整備、接続促進）、広域クリーンセンター建設事業等を実施しました。特別事業（ソフト事業）としては、子どもの医療費助成事業、外国語指導助手（A L T）配置事業等を行いました。

令和 3 年に制定されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法では、過疎地域の持続的発展を支援し、人材の確保・育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としています。本市では、法改正の趣旨を踏まえ住民福祉の向上を目的に地域医療体制の強化に取り組むこととし、公立佐賀中央病院整備事業を行い、令和 7 年 7 月に開院しています。併せて、消防施設事業（東多久分団 3 部格納庫新設）、合併浄化槽設置費補助事業、スポーツレクリエーション施設建設事業（グリーンパーク）を実施しました。さらに、北多久公民館建設事業を実施し地域交流の促進及び賑わいの創出に寄与しています。

本市では、令和 3 年 3 月に第 5 次多久市総合計画（令和 3 年度～令和 12 年度）を策定し、「緑園に輝くまち多久～時流を感じる 文教・安心・交流・協働のまち～」を目指し、施策を展開しています。

また、平成 27 年 10 月に多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年～令和 2 年度）を策定し、人口減少対策に取り組んでいたところですが、市として一つの大きな計画の下、総合的かつ一体的にまちづくりに取り組んでいくため、「第 5 次多久市総合計画」と「多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を併せて策定しています。

今後の施策については、市民との協働を土台に本市の「豊かな自然」、「孔子の里」、「九州北西部の中央であり佐賀の県央」といった特性を生かしつつ、「文教・安心・交流・協働のまち」を構築し、持続的発展に向け努力していきます。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等を踏まえた 市の社会経済的発展の方向の概要

本市は、宝永 5 年（1708 年）四代領主多久茂文によって建立された多久聖廟（孔子廟、国の重要文化財）に象徴されるように、幕藩時代から文教の里と言われてきました。産業においては、多久盆地における農業を基盤とし、戦中から昭和 35 年頃までは、炭都として栄えてきましたが、エネルギー革命とともに石炭鉱業は壊滅し、炭鉱に代わるほどの工場の立地は進まず、また、商業、農林業の停滞等の困難な問題を抱えています。近年の本市の産業別就業人口は、第一次産業、第二次産業、第三次産業のいずれも減少傾向にあります。

本市は佐賀市と唐津市を結ぶ交通の要路にあり、石炭鉱業に替わるべき製造工業の導入を図るため、企業誘致に長年取り組んできました。長崎自動車道多久 I C を有していることから、九州横断自動車道、西九州自動車道、佐賀唐津道路を生かした企業誘致に加え、オフィス等の整備や I T 関連企業等の誘致に取り組むとともに、通勤等の便利がよいことから定住環境等の整備や商工業の振興等、地の利を生かしたまちづくりを進めます。

（2） 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の動き

本市の人口は、昭和 28 年の 48,947 人をピークとして、石炭の好況が終結した昭和 30 年には

45,346人となり、その後、昭和35年までは横ばいで推移しましたが、エネルギー革命により、炭鉱閉山が続出したため、人口は急激的な減少の一途をたどりました。昭和35年から昭和45年までの10年間に実数で18,842人、減少率で41.5%、世帯数は9,717世帯から6,819世帯へと2,898世帯、減少率で30%と異常な激減を示しました。その後も人口減は進み、昭和50年には25,535人となりましたが、国、県、市をあげての過疎対策や大都市の過密から生じた各種の弊害、経済の安定化、その他の要因により昭和50年以降は、急激な人口減少傾向に歯止めがかかり、昭和60年にかけて微増を示しました。しかし、平成に入ると、再び人口減少が始まり、平成27年度時点で、20,000人を切る結果となりました。

人口の年齢構成状況をみると老齢人口である65歳以上の占める割合が極めて高いことが注目されます。令和2年における老齢人口構成比は、全国が28.8%、佐賀県が30.6%であるのに対し、本市は36.9%を示しています。

さらに、老年化指数(15歳未満人口に対する65歳以上人口の比率)についてみると全国が236.3、佐賀県が227.3に対し本市は320と極めて高い数値を示しています。このように全国より速いペースで少子高齢化が進行しており、今後ともさらに進行していくことが予想されます。したがって、少子化対策及び高齢者対策の重要性を示唆し、子育て支援体制の充実等による子どもを安心して産み育てることができる基盤づくりや、高齢者の社会参加の機会拡大等の施策による高齢者が元気に暮らせるよう配慮した地域づくりが必要となってきます。

表1－1（1）人口の推移（国勢調査）

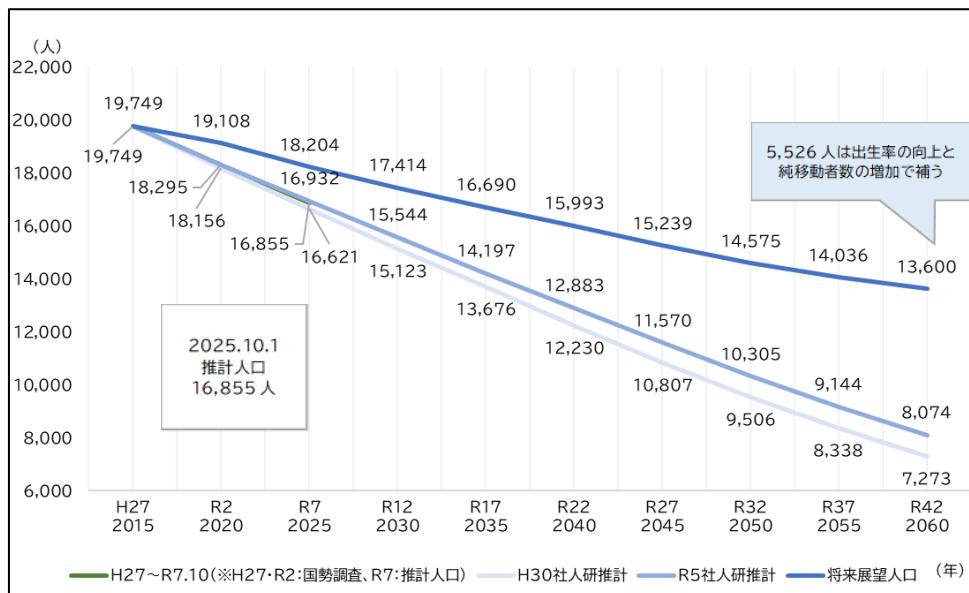
区分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総 数	人 25,636	人 25,162	% -1.5	人 22,739	% -9.6	※ 19,749	% -13.1	人 18,295	% -7.3	
0歳～14歳	5,533	5,006	-11.9	3,212	-35.8	2,367	-26.3	2,110	-10.8	
15歳～64歳	16,487	15,589	-6.5	13,467	-13.6	10,981	-18.5	9,416	-14.2	
うち 15歳～ 29歳(a)	4,929	3,948	-27.3	3,555	-9.5	2,441	-31.3	2,067	-15.3	
65歳以上 (b)	3,616	4,567	43.7	6,052	32.5	6,300	4.1	6,753	7.1	
(a)/総数 若年者比率	% 19.2	% 15.7	—	% 15.6	—	% 12.4	—	11.3	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 14.1	% 18.2	—	% 26.6	—	% 31.9	—	36.9	—	

※総数に「年齢不詳」を含む。

表1－1（2）人口の見通し

多久市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでは、本市の人口の将来展望について各種施策の実施により、「令和42（2060）年に総人口13,600人の確保を目指す」としています。

■人口の将来展望



資料：多久市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

イ 産業別就業人口の推移

昭和35年から45年における就業者総数は17,410人から12,998人と急激に減少し、その後一時的に増加の傾向を見たものの、昭和60年以降は再び減少傾向にあり、平成22年においては10,112人、平成27年においては、9,525人となっています。

その減少状況は、年代的に異なった産業のそれぞれの要因によるもので、その特徴としては、昭和35年から45年までの10年間は本市の第一の基幹産業であった石炭鉱業の全面撤退によるものであり、昭和45年から55年までの10年間の第一次産業の減少は農業からの離脱であり、第二次産業の増は製造工業を中心とする企業誘致、また第三次産業の増はレジャー産業やサービス産業の立地によるものです。また、昭和55年から平成12年までの20年間も引き続き第一次産業の減は農業就業者数の減によるものであり、第三次産業の増はゴルフ場等レジャー産業等の立地が数値に表れています。平成12年から平成17年の第二次産業の減は経済不況による工場の閉鎖や人員の削減によるものと考えられます。平成17年から平成27年度にかけては、市全体の就業人口の減少に伴って、第一次産業、第二次産業、第三次産業のいずれも減少がみられます。

こうした就業人口の減少は、近年における若壯年層の就業機会の少なさによるところが大きく、これに加えて県都佐賀市、県北部の唐津市の中間に位置し、本市の分担している都市機能の集積の低さが起因しています。

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

本市は、昭和 29 年 5 月町村合併促進法により石炭鉱業の隆盛を背景に 1 町 4 村が合併し、市制を施行しました。

昭和 31 年に赤字再建団体に指定され、新市建設計画を策定し、国の指導のもとに再建に向け努力し、昭和 40 年にその指定が解除されました。また、国の各種地域振興制度の指定を受け今日に至っており、その指定状況は、辺地（S37. 4. 25）、過疎地域（S45. 5. 1）、農村地域工業導入促進地域（S46. 6. 21）、工業再配置促進地域（S47. 6. 16）、地方拠点都市地域（H6. 9. 16）となっています。財政力指数については低位ですが、国や県の各種助成により、行財政は安定化の方向にあります。しかし、住民の行政に対するニーズは多様化しており行政需要はますます複雑、多岐にわたり、量、質ともに飛躍的に増大しています。

本市は、これらの行政需要に適切に対応しつつ、市民協働を取り入れながら長期にわたる行政運営を総合的かつ計画的に行うことの目的として、令和 3 年 3 月に第 5 次多久市総合計画（令和 3 年～令和 12 年度）を策定し、「緑園に輝くまち 多久～時流を感じる 文教・安心・交流・協働のまち～」を目指し、施策を展開しています。

行財政の適正化については、令和 2 年度に、市民に信頼される効率的な行政運営の実現と限られた財源の有効活用を図りながら時代の変化に適応していくため、「第 10 次多久市行政改革大綱」を策定し、効果的・効率的な行政運営、持続可能な財政運営という 2 つの改革視点で、5 つの重点課題を設定し、行財政改革を推進しました。

広域行政としては、昭和 45 年 10 月 1 日に佐賀地区広域市町村圏協議会（構成 2 市 14 町村）が設立されました。協議会では、平成 2 年度に圏域の将来像を「歴史と自然が生きる多角的中核都市圏」として位置づけ、圏域の結びつきを強めるため平成 12 年度までの新計画を策定しました。しかし、広域行政の推進を受け、県域の中心的な都市圏を確立するため、地方拠点都市地域の指定及びふるさと市町村圏の選定を受け、平成 6 年 11 月 11 日に協議会を解散し、「佐賀地区広域市町村圏組合」が一部事務組合として設立されました。平成 11 年 2 月には、2 市 13 町 3 村で構成される「佐賀中部広域連合」が設立され、平成 12 年 4 月より施行された介護保険制度事業の実施と、消防行政のための佐賀広域消防局の設置による広域化が図られており、現在もその事務を佐賀中部広域連合で行っています。

平成 20 年 12 月には、社会経済情勢の変化や市町村合併の進展等の中で広域行政圏施策の廃止により、広域圏で行われていたふるさと市町村圏に係る事務が廃止されました。定住自立圏の形成が検討されています。

現在、本市が広域で取り組んでいる主なものとしては、衛生処理場・斎場の共同運営事業、後期高齢者医療制度の運営に係る事務、一般廃棄物処理施設の運営があります。さらに、令和 2 年度には、多久市、武雄市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、西佐賀水道企業団で構成される「佐賀西部広域水道企業団」に多久市の水道事業を移管しました。また、令和 7 年 7 月には、多久市と小城市が共同で新たに「公立佐賀中央病院」を開設し、地域医療体制の充実を図っています。

イ 財政の状況

本市の財政構造の特徴は、自主財源に乏しく交付税、地方債、国県補助金等に依存せざるを得

ないことです。

歳入のうち、自主財源の割合については、令和元年度以降、度重なる豪雨災害による基金取り崩しや、ふるさと納税制度による寄附金額の増減による影響が大きく 20%台後半から 30%台後半で推移しており、令和 6 年度においては 32.2% となっている状況です。

自主財源の中心である市税は、平成 11 年度の 2,031 百万円をピークに景気低迷の影響を受け、平成 18 年度においては 1,811 百万円まで減少しました。それ以降は微増の状況が続き、令和 6 年度では 1,870 百万円となっていますが、歳入総額に占める割合は 10.4% と依然として低い状況です。

財政運営にあたっては、地方交付税の動向に大きく影響を受ける面があります。国の三位一体の改革で平成 19 年度には 3,687 百万円まで縮減されていましたが、平成 28 年度では 4,365 百万円、令和 6 年度で 5,256 百万円と増加傾向にはあるものの、国の政策に左右されるため今後の状況次第では大幅な変動が予想され、見通しは引き続き厳しい状況が見込まれます。

財政力指数を見ても、令和 2 年度に 0.383 まで回復したものの、令和 6 年度は 0.352 と従来と変わらず低位で推移しています。

一方、歳出面でみると、人件費上昇や物価高騰の影響により義務的経費は増加傾向にあります。扶助費も年々増加しており、また、補助費等についても令和 2 年度から公立佐賀中央病院整備に要する経費が生じたことなどにより増加しています。

公債費においては景気の下支えとして積極的に執行した公共事業や区画整理事業等の償還期限を迎えたことにより、実質公債費比率は、平成 27 年度以降は 11% 前後で推移してきました。しかしながら現在は、これまで実施した温泉保養宿泊施設整備事業や広域クリーンセンター等の大型事業に係る償還が始まっていることもあり、再度、上昇傾向が続く見込みで、義務的経費の増加は避けられないところです。

このことを経常収支比率でみると、平成 13 年度までは 80% 台で推移していましたが、平成 22 年度には 93.2%、令和 2 年度には 100.6% と高い水準となり、現在も 90% 台で推移し、財政の硬直化が継続しているといえます。

また、基金の状況については、類似団体と比較するとかなり多く積立を残していますが、その多くは鉱害施設の維持管理を目的とする鉱害復旧施設整備基金であり、それを除くと約 60 億程度となっています。税収や交付税等の歳入状況や、庁舎をはじめとする老朽化した公共施設の改修・維持管理費にこれらの基金を取り崩しながらの財政運営は避けられないところです。

財政運営にあたっては、企業誘致や定住促進などの活性化対策による税収入の確保、受益者負担の適正化等自主財源の確保に努める一方、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することとして、節度あるものにするのが肝要です。

そのことを念頭におきながら、厳しい財政状況の中、地域の持続的発展を図るために、創意工夫を行いながら、都市基盤の整備、産業の振興、生活環境の整備等を実施する必要があります。

表1－2（1）財政の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	10,906,353	11,712,033	16,804,419
一般財源	6,591,459	6,647,138	6,826,085
国庫支出金	1,489,108	1,597,425	4,519,911
都道府県支出金	903,329	812,843	1,276,727
地方債	867,100	796,146	1,093,082
うち過疎債	241,700	240,000	542,000
その他の	1,055,357	1,858,481	3,088,614
歳出総額 B	10,513,197	10,748,921	16,255,360
義務的経費	5,190,648	5,310,669	5,511,442
投資的経費	1,261,350	1,120,919	3,049,633
うち普通建設事業	1,181,023	1,114,315	1,727,018
その他の	4,061,199	4,317,333	7,694,285
過疎対策事業費	1,147,153	1,056,363	829,516
歳入歳出差引額 C (A-B)	393,156	963,112	549,059
翌年度へ繰越すべき財源 D	118,678	81,392	436,684
実質収支 C-D	274,478	881,720	112,375
財政力指數	0.368	0.360	0.383
公債費負担比率	16.3	14.3	14.9
実質公債費比率	14.4	11.0	11.5
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	93.2	96.0	100.6
将来負担比率	12.6	—	—
地方債現在高	11,095,512	12,559,650	14,443,203

表1－2（2）主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市町村道					
改良率(%)	52.2	58.8	62.2	65.6	66.6
舗装率(%)	67	90.1	93.8	94.6	94.8
農道					
延長(m)				244,349	246,291
耕地1ha当たり農道延長(m)	62	66.8	94.7	—	—
林道					
延長(m)	17,165	30,963	41,643	43,155	43,155
林野1ha当たり林道延長(m)	4.5	9.7	9.6	—	—
水道普及率(%)	90.3	97	98.7	98.7	99.6
水洗化率(%)	—	—	20.6	47.16	58.28
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	16	14.8	16.4	17.1	16.6

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市では「第5次多久市総合計画」の中で、「緑園に輝くまち 多久～時流を感じる 文教・安心・交流・協働のまち～」という将来像を掲げ、まちづくりの4つの基本目標「みんなの希望がかなうまち 多久」、「安心で魅力的なまち 多久」、「活力ある稼ぐまち 多久」、「つながり集うまち 多久」を施策の方向性として定めました。この方向性のもと各施策を展開していくことで地域の持続的発展を進めます。

「みんなの希望がかなうまち 多久」

仕事と子育てを両立できる「子育てがしやすいまち」、子どもたちが豊かな心でくすく育つ「教育が充実したまち」、文化・スポーツ等を通じて「自己実現ができるまち」を目指します。

「安心で魅力的なまち 多久」

乳幼児からお年寄りまで生涯にわたって健康でいられる「安心して暮らせるまち」、一人ひとりが環境を大事にする「自然と共に生きるまち」、有事の際にもみんなが安全な「災害に強いまち」を目指します。

「活力ある稼ぐまち 多久」

日々の暮らしが便利で快適な「都市基盤が整ったにぎやかなまち」、誰もが働く場がある「産業が盛んなまち」を目指します。

「つながり集うまち 多久」

地域内外を問わず「人と人がつながるまち」、色々な地域から「人が集まるまち」、将来にわたくって持続可能な「未来へつながるまち」を目指します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本市では、平成 27 年 10 月に策定した「多久市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」において、「令和 42 (2060) 年に総人口 13,600 人の確保を目指す」こととしています。本計画においては、この人口ビジョンに沿って令和 12 年に総人口 17,414 人を目標とします。(表 1－1 (2))

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

達成状況の評価については、本計画の目標値は総合計画及び総合戦略に基づいていることから、外部有識者を交えた「多久市まち・ひと・しごと創生推進会議」において、毎年度実施します。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

多久市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方としては、「市民のニーズに配慮しながら、安全性、耐震化の状況、維持管理の状況、利用状況、類似施設の配置状況等を総合的に勘案したうえで、施設総量、施設管理の適正化を図り、今後の財政負担を軽減・平準化していく必要があります。」としており、本計画においてもこの考え方によった公共施設の適正化並びに長寿命化、機能の確保を目指します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ずっと住み続けたくなるようなまちを目指し、住宅施策を充実させたこともあり、移住や定住といった観点において一定の効果が現れているところです。今後は、より一層コミュニティ機能が充実するように、若者・子育て世代を増やしていく必要があります。

定住促進策のためにも、集合住宅整備と併せて、空き家を活用した施策や住宅団地の整備も求められています。

移住や定住を加速化させるためには、増加する空き家問題を解決する必要があります。全国的に増加している空き家は、本市においても例外ではなく、その状況は令和3年度の空家等実態調査で把握しています。空き家の増加はコミュニティ機能の低下や治安悪化などに繋がることから、所有者等に対して、適切な管理が求められます。その上で、移住や定住の観点から有効な資源へと変えていくことは急務です。

地域間交流の促進については、孔子の里としての地域の特性等を生かし、平成5年11月に孔子生誕の地である中国の曲阜市と友好都市の盟約を締結以降、相互に派遣事業を展開してきました。また、公益財団法人孔子の里を中心に市民レベルでの国際交流を推進しています。併せて毎年義務教育学校後期課程の生徒を対象に、海外へ短期語学留学生の派遣を進め、人材の育成に努めています。

今後も地域間交流活動を推進し、地域活動の活性化と本市の魅力を再発見、発信する機会の拡充を図る必要があります。

(2) 対策

●定住促進

定住奨励金制度の利用を促し、本市での定住人口増加を図ります。

市外からの移住者を増やすために、多久の魅力を移住フェアやイベント等で発信するとともに、特に若者・子育て世帯の増加に向けた支援を行います。

●空き家・空き地対策の推進

空き家バンク制度の周知広報を徹底し、更なる充実に取り組みます。

法令や条例、多久市空家等対策計画に基づき、効果的かつ効率的な空き家・空き地対策を行います。空き家・空き地の管理については、第一義的には、所有者等が自らの責任により的確に対応することが前提であることから、市民へ空き家・空き地の管理・活用に向けた意識啓発を行い、管理不全な空き家・空き地の発生を抑制します。管理不全な空き家・空き地の自主的な対応を行う所有者等に対し積極的な支援を行うとともに、放置を続ける所有者等に対しては、法に基づいた措置を行います。

●住宅団地の開発の検討

遊休地活用の検討や民間事業者との連携を図るなど、多様な視点から定住を促進する住宅団地の開発を検討します。

(目標)

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
-----	----------------	-----------------

定住奨励金制度の利用者数	104 件	150 件
空き家バンク成約数	212 件	290 件

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成				
	(1) 移住・定住 (4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	定住促進事業 住宅団地開発（造成） 定住促進事業 【事業内容】 住宅取得や新婚世帯の民間賃貸住宅への入居に対する補助による定住の促進。 奨学金返還に対する補助による定住の促進。 民間の事業者が行う宅地造成に対する補助による定住の促進。 【事業の必要性】 人口減少進むなか、定住人口を増加させるために必要である。 【事業効果】 住宅取得等が促進されることにより定住人口が増加し、人口減少の抑制が期待できる。	市	
		空家等対策計画策定事業 【事業内容】 空家等の状況を調査し、総合的な対策を実施するための計画を策定する。 【事業の必要性】 適正に管理されていない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生命、身体、財産を保護するために必要である。 【事業効果】 空家等の実態把握、今後の空家等に対する意向調査の結果を基に計画を策定。空き家の除却・活用を所有者に促すことで空き家の減少が見込め、生活環境の保全が図られる。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

多久市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方としては、「市民のニーズに配慮しながら、安全性、耐震化の状況、維持管理の状況、利用状況、類似施設の配置状況等を総合的に勘査したうえで、施設総量、施設管理の適正化を図り、今後の財政負担を軽減・平準化していく必要があります。」としており、本計画においてもこの考え方へ沿った公共施設の適正化並びに長寿命化、機能の確保を目指します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 商工業

本市の産業構造は、第一次産業 7.8%、第二次産業 26.6%、第三次産業 63.0%（令和 2 年国勢調査）で構成されており、佐賀県とほぼ同じ構成比率となっています。この間、第三次産業に従事する割合が増加し、第一次産業及び第二次産業が減少しているという傾向にあります。日常生活を支える商業機能については、北多久町の中心市街地周辺と東多久町の一部に商店等があるものの、周辺市町の大規模店舗へ消費者が流出している状況です。本市の中心市街地は、JR 多久駅がある北多久町に位置しており、砂原地区の京町商店街を始めとして、店舗が立地しています。しかし、商店の老朽化や商店主の高齢化、後継者不足、周辺市町へ大規模店舗が立地されたことなどで、空き店舗も目立ち、さらには、人口減少に伴う消費購買力の低下や車社会の進展による消費行動の広域化、インターネット、スマートフォン等の普及による消費行動の多様化により地域商業は厳しい状況が続いている。

工業関係については、企業誘致等により、製造品出荷額等は平成 25 年以降増加傾向にあります。県内類似団体と比較すると、事業所数は少ないのでに対し、製造品出荷額等は他団体より高く、一事業所あたりの出荷額が高い状況であると言えます。企業誘致における本市の立地環境では、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」や「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の地域指定を受けており、企業への各種優遇措置が充実している上に、国際コンテナ港湾や国際空港までは、1 時間圏内という良好な条件を備えています。

令和元年度から令和 3 年度にかけて、7 社の企業を誘致しており、今後も継続して、長崎自動車道多久 IC の交通の利便性を活かし、市所有の遊休地及び民間企業所有の産業適地等への積極的な誘致活動を展開し、成長が見込める分野の製造業等の誘致に加え、IT 関連企業などのオフィス系企業の誘致を進めていくこととしています。これにより雇用機会の創出を促すことが可能となります。さらに、誰でも安心して働くことができ、ゆとりと活力に満ちた生活を送ることができるような雇用環境の整備が必要です。

② 農林業

本市では、中山間地域の地形を生かし、米麦、果樹、園芸、畜産を取り入れた複合的生産が行われています。これまでに農地や集出荷施設等の生産基盤整備や市場性の高い品種の導入及び農業経営改善に取り組み、農業の振興に努めてきました。

しかし、農業を取り巻く環境は厳しく、輸入農産物の増加、国内産地間競争の激化、消費者の低価格志向等による農畜産物価格の低迷が続いているおり、本市においても平成 4 年が 65 億円とピークであった農業粗生産額は令和 5 年には 35 億円と半減しています。また、農家戸数、農業従事者数、経営耕地面積についても減少を続けています。今後「地域計画」に位置付けられた担い手農家が制度支援を受けながら経営努力により地域農業を支える状況がさらに増えていくと考えられます。

さらに耕作放棄地の増加とともにイノシシを中心とした野生動物に対する有害鳥獣駆除の捕獲数はイノシシで毎年 1,000 頭を超える実績があり、中山間地域等直接支払制度等を活用した対策を行っているものの、農産物の食害や農地、農道、水路等の掘り返しなど、被害の減少の兆しが

みられない状況です。

このような中、国の食料・農業・農村基本法に基づく基本計画に従い、「食料自給率の向上」と「食料安全保障の確立」を図っていくとともに、本市の農畜産業を振興するためには、これまでの取り組みに加え、国・県の施策の動向を見ながら、ほ場の再整備や老朽農業施設の長寿命化、ため池の防災・減災、農業所得の向上と農業経営の安定化、担い手の育成と確保、農地集積・集約化とスマート農業の推進等の必要があります。

また、林業では民有林として森林面積が4,848haあり、そのうち52.4%が人工林です。戦後植林された木々も伐採期を迎えていますが、過疎化・高齢化の進行及び不在地主の増加並びに小規模・分散的な森林所有形態により、保育・間伐等の適正な森林整備の実施が困難となっている現状であり、水資源の涵養等、森林の有する公益的機能の実現が危ぶまれています。

③ 観光

観光については、多久聖廟や東原庠舎、西渓公園等の歴史的遺産と、天山、八幡岳、鬼ノ鼻山等の豊かな自然があり、また、平成30年に再開業した温泉保養宿泊施設や民間移譲によりリニューアルされたキャンプ場のFUNAYAMA MOUNTAINほか、新たな観光スポットであるウォールアートなどがあります。これらの観光資源を生かしたイベント等の開催や体験型コンテンツの構築を行い、個性と魅力ある地域づくりを進めていく必要があります。また、地域住民・商業者・飲食店等の観光地域及び観光産業の担い手の育成や他自治体の観光関連事業者との連携も必要です。

（2）対策

① 商工業

市内商工業事業者が経営発展するよう支援するとともに、創業者の支援、企業誘致等により地域経済を活性化させ、市民の生活が豊かになる活力あるまちになることを目指します。

（主要施策）

●商工業経営の安定、高度化の推進

企業経営を持続可能にし、さらに発展させるには、安定的に経営できる基盤強化と新技術開発や販路開拓等が必要です。取り組みとして、国・県・市等の融資制度の紹介やあっせんを商工会、金融機関と連携して行い、経営基盤の強化及び経営発展を支援します。また、多久市商工会等と連携して金融機関や国、県等の事業承継に関する支援の周知に取り組みます。

●中心市街地の活性化

多久駅周辺の中心市街地の活性化に向けて、一般社団法人たく21や多久市商工会等と連携し、人が集い行き交うような賑わいを創出します。取り組みとして、一般社団法人たく21等と連携し、賑わい創出に繋がるイベント等を開催します。また、ウォールアートを活用した賑わいの創出と地域商業者の支援に繋がる取組みを支援します。さらには、賑わい創出のための、新たな取り組みに関する研究を行います。

●創業者の支援

創業される方の支援を行い、新たな事業者が増えることで、地域経済の活性化を図ります。取り組みとして、ワーキングサポートセンターやチャレンジショップ、空き店舗等を活用した新規出店者の開業を一般社団法人たく21と共に支援します。また、創業支援事業計画に基づき、関係

機関と連携し創業希望者の状況に応じた支援や生活の利便性が向上するような商業施設等を計画される創業者を支援します。

●市内企業の雇用促進

市内企業へ就職することにより、企業の人材不足の解消を図り、引いては市内定住に繋がるよう促進します。取り組みとして、市内求人企業による合同企業説明会の開催やハローワーク提供の求人情報を市ホームページにより毎週更新して掲載します。また、国・県などとも連携しながら雇用の促進を図って行きます。

●企業誘致活動の推進

長崎自動車道多久 IC の利便性や、県央かつ九州北西部の中央という立地条件を生かし、多様な雇用の場の創出のため誘致活動を行います。また、佐賀唐津道路計画による将来の交通アクセスの変容に備え、更なる企業誘致を進めていくためにも新たな工業用地の整備について研究を行います。さらには、企業誘致における優遇制度の新設を検討します。

(目標)

指標名	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
地域経済の活性化や賑わい創出に繋がるイベント等の参加人数（累計）	11,750 人	12,000 人
開業支援数（累計）	4 件（単年度）	20 件（R8～R12）
誘致企業の市内新規雇用者数（累計）	125 人（R2～R6）	125 人（R8～R12）
企業誘致件数（累計）	0 件	5 件（R8～R12）

② 農林業

農林業の振興については、農業経営者が効率性や生産性の高い農業を営むことが出来るよう農業生産基盤を整備するとともに、農地の保全、農業用施設の保全、森林の保全を図りながら農業経営の安定化と持続性を確保し自立的で発展的な農業の実現を目指します。

(主要施策)

●かんがい排水事業の促進

国営筑後川下流土地改良事業により完成した幹線水路から、各受益農地へ送水していくための末端施設を整備する県営事業（多久導水路地区）を推進します。

●優良農地の整備促進

平坦部の未整備農地（鉱害復旧田も含む）における生産基盤の整備を推進するとともに、ほ場整備完了地区については、担い手による農地の集積・集約化や大型農業機械による作業効率向上のための畦畔除去等によるほ場の大区画化を推進します。また、排水不良田解消のため暗きよ排水を整備し水田の汎用性を高めます。

●農業水利施設の長寿命化

土地改良区等が所有・管理している農業水利施設の長寿命化の事業に取り組みます。また、多面的機能支払交付金制度等を活用し農地や農業用水等の地域資源や農村環境の適切な保全管理を推進します。

●農業の振興

農畜産物生産の安定化、効率化、省力化等による生産の振興や、伝統野菜の栽培、新規作物の推進、加工技術の導入、地産地消の取り組み、農商工連携や6次産業化などによる農畜産物付加価値の向上、認定農業者や認定新規就農者など担い手の確保・育成、農地の集積・集約化推進、集落営農組織の法人化支援、中小・家族経営等支援、支援制度資金活用等による農業の経営改善など、農業所得の向上に取り組む農家等を支援します。AIやIoT、ロボット技術などを活用した新技術のスマート農業の導入を推進します。また、農業法人の誘致にも取り組みます。

●農村の振興

山間地域農業対策として、中山間における課題の抽出やビジョンの作成などにより、農業生産を維持するための取り組みや棚田地域の保全・活性化活動を支援します。また、有害鳥獣被害防止対策や中山間地域直接支払制度に取り組む団体・農家等への支援、環境保全型農業及び耕畜連携による資源循環型農業を支援します。

●耕作放棄地・遊休農地対策の推進

農地パトロールを実施し、その発生を防止するとともに、土地所有者へ農地利用状況調査を行います。再生利用可能な農地については、解消勧告や地域の担い手等へ集積を行います。また、耕作放棄地・遊休農地へ果樹苗木を植栽した農業者へ苗木購入費用を一部助成しその解消を図ります。

●森林機能の維持及び森林経営管理制度の活用

森林の持つ水源涵養、山林災害防止、地球温暖化軽減等の多様な機能を維持するため、林業事業体（森林組合等）による間伐等施業の集約化を図り、高性能林業機械の導入による生産コスト低減や間伐材の有効利用を促進します。また、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林經營管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。

（目標）

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
担い手農業者数 (新規・認定農業者数)（累計）	86人	91人
森林整備事業実施面積	50ha	70ha

③ 観光

本市がこれまで育んできた歴史、文化、自然を大事にしながら、新たな観光資源も積極的に発信し、住む人が誇れるまち、交流人口・関係人口の増加及び「儲かる」観光が実現できるまちを目指します。

（主要施策）

●「孔子の里 多久」の情報発信

市民が慣れ親しんできた「論語」の教えの素晴らしさ、多久聖廟や西渓公園周辺の魅力を市内外へ発信し、幅広い年齢層の人が市内外から何度も訪れたいと思う観光スポットにします。取り組みとして、日本三大孔子廟に数えられ、国重要文化財「多久聖廟」や「東原庠舎」の歴史、日本初の工学博士である志田林三郎や肥前の炭鉱王と呼ばれた高取伊好をはじめとする多久が輩出した賢人達を、孔子の教えである論語と関連した観光資源として活用し発信します。また、観るだ

けではなく、訪れる人の滞在時間や再訪回数が増えるような体験型の観光プログラムをつくります。

●魅力ある観光地づくりの推進

今ある観光資源の発信に加えて新たな観光資源、体験型コンテンツの構築も行い、飲食業をはじめとする商店の利用を促進することにより、周遊及び滞在することができる観光地にします。取り組みとして、新たな観光スポット、体験型コンテンツの情報発信を行います。市内の飲食店をはじめとした商店の情報発信を強化し、来訪者の滞在と商店利用を促進し、経済の活性化にも寄与します。観光業に関する事業者との協働及び支援策を考えます。

●観光宣伝の強化

近隣自治体、関係団体及び企業等と連携し、本市のPR活動を積極的に行い、交流人口を増加させます。取り組みとして、パンフレット、インターネット、マスメディア、観光フェア等を活用し、本市のPR活動を行います。また、旅行会社、佐賀県観光連盟をはじめ、佐賀広域観光等推進協議会加盟自治体、JR唐津線沿線自治体と連携し、広域観光による交流人口増加に努めます。

●温泉保養宿泊施設の活用

温泉保養宿泊施設の活用により、本市の観光の拠点の一つとして観光振興と市内経済の活性化に繋いでいきます。

(目標)

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
多久聖廟の観光入込客数	35,291人	37,000人
観光入込客数	476,058人	500,000人

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興				
	(1) 基盤整備			
	農業	筑後川下流土地改良事業附帯事業 水利区域内農地集積促進事業 (多久導水路地区)	県	
		地域ストックマネジメント事業 多久地区揚水施設等更新 (天ヶ瀬・納所・多久東部)	市	
	林業	さが園芸生産888億円推進事業	生産者団体	
		森林環境保全整備事業 下刈、除間伐、枝打、作業路	市	
		市有林造成事業 下刈、除伐等	市	

(3) 経営近代化施設 林業	高性能林業機械導入事業	森林組合	
(5) 企業誘致	工業用地造成事業	市	
	工業用水改修事業（水中ポンプ取替）	市	
(9) 観光又はレク リエーション	観光振興計画関連事業	市	
	聖廟休憩所「不惑庵」解体整備事業	市	
	温泉保養宿泊施設改修事業	市	
	温泉保養宿泊施設浄化槽撤去事業	市	
	鬼の鼻山整備事業	市	
	ウォールアート推進事業	市	
	スポーツ・レクリエーション施設整備事業	市	
(10) 過疎地域持続 的発展特別事業			
第1次産業	有害鳥獣被害対策事業 【事業内容】 野生動物からの農作物被害の減少による農業経営の安定化。 【事業の必要性】 農作物被害が増加すると収入が不安定となり、農村集落が衰退するため必要である。 【事業効果】 農作物被害を減少させることにより農業経営が安定し、農村集落の地域活性が見込まれる。	生産者団体 協議会	
観光	観光振興事業 【事業内容】 観光事業に対する補助や観光事業推進体制の充実を図り、観光の振興を促進する。 【事業の必要性】 多久市の魅力を市内外にPRすることで、関係人口の増につながるため必要である。 【事業効果】 市内経済の好循環効果が期待でき地域活性化につながる。	市	
企業誘致	企業立地奨励事業 【事業内容】 事業所等の新設等の奨励や促進により地域経済の活性化及び産業の振興を図る。 【事業の必要性】 良質な雇用の場の確保するために、新規の企業を誘致することが必要である。 【事業効果】 新規の企業を誘致することにより、雇用の場の創出及び地域経済の活性化が見込まれる。	市	
	オフィス等開設支援事業 【事業内容】 事務系企業などによるオフィス等の開設支援や、オフィス等への進出する企業への支援を行い新規企業を誘致する。	市	

その他	<p>【事業の必要性】 テレワークの推進や、新しい働き方に対応した企業誘致を行っていくために必要である。</p> <p>【事業効果】 企業の進出や社員の移住など、関係人口の創出により地域経済の活性化が見込まれる。</p> <p>地域商業活性化支援事業</p> <p>【事業内容】 チャレンジショップでの起業者の支援、育成。中心市街地の商業エリアの空き店舗や空き家でのコミュニティ施設の設置や新規開業支援をすることで空洞化を防ぎ、活性化を図る。</p> <p>【事業の必要性】 事業主の高齢化、後継者不足もあり、賑わいが薄れ空洞化しつつある多久駅周辺、中心市街地商店街に新たな賑わいを創出する必要がある。</p> <p>【事業効果】 交流人口の増加や新たな賑わいの創出から周辺店舗への経済波及効果、街なかの全体的な活性化につながる。</p> <p>まちづくり活動支援補助事業</p> <p>【事業内容】 中心市街地活性化に取り組んでいる団体が行うまちづくり活動に対し助成する。</p> <p>【事業の必要性】 市民参加型の協働のまちづくりを推進、実施するために必要である。</p> <p>【事業効果】 来街者を街なかへ誘導することで賑わいづくりと経済効果を導き出す。</p>	市
		市

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備 考
多久市全域	製造業、 農林水産物等販売業、 情報サービス業等 旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）、（3）のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

多久市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方としては、「市民のニーズに配慮しながら、安全性、耐震化の状況、維持管理の状況、利用状況、類似施設の配置状況等を総合的に勘案したうえで、施設総量、施設管理の適正化を図り、今後の財政負担を軽減・平準化していく必要があります。」としており、本計画においてもこの考え方へ沿った公共施設の適正化並びに長寿命化、機能の確保を目指します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が示され、誰もがいつでもどこでもデジタル化の恩恵を享受できるDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、便利で安心して生活できるまちづくりが求められています。健康保険証や運転免許証などにおけるマイナンバーカードの利活用が広がる中、本市においても令和4年10月に「多久市DX推進方針」を策定し、書かない窓口を始めオンライン手続の充実、マイナンバーカードの利活用など、様々な分野でのDX化を推進し、市民の利便性向上に向けた対応を進めてきました。

本市の情報通信環境については、平成26年2月に市内工場立地エリアとその周辺の市街地エリアを中心に光ファイバー網による高速ブロードバンド環境が整備され、100%整備が完了しています。また、市内ケーブルテレビ会社によるブロードバンドサービス提供を行っているところです。しかしながら、インターネットを通じて流通するデータは多様化・大容量化が益々進んでおり、5Gといった高度無線環境の実現など今後も時代に即した環境整備が必要です。

また、行政運営においてもデジタル技術やデータを活用して業務の効率化を図り、統計や業務データなどの客観的な証拠に基づいた政策立案による行政の効率化・高度化を目指した計画づくりと実行が必要です。市民サービスの向上や地域経済の活性化等の効果が見込まれるオープンデータの取組（行政が保有している公共データを二次利用可能な状態で公開）も進めが必要です。

(2) 対策

DX推進のため、情報通信基盤の整備を図ります。また、AIなどの新しい技術や仕組みの導入、共同化によるコストの削減や効率化の検討を行い、その一方でデジタルリテラシーの向上を図り、市民一人ひとりがデジタル社会の恩恵を享受できるような取り組みを推進します。また、マイナンバーカードと公的個人認証サービスの活用などにより、市民サービスの向上と行政の効率化を図ります。

（主要施策）

●マイナンバーカードと公的個人認証サービスの活用

マイナンバーカードを活用したオンライン申請の導入など行政手続のDX化を推進し、市民の利便性の向上を目指します。

●行政情報化の推進

多久市におけるDX推進については「多久市DX推進方針」の見直しを進め、業務システムの標準化・最適化、ITガバナンスの確立、GISを始めとした新たなシステムの導入などを推進します。また、大規模災害発生時における情報システムの業務継続と早期復旧を目的とした業務継続計画を整備します。

●情報セキュリティの向上

令和7年の総務省セキュリティポリシーガイドラインの改定に伴い、自治体のシステム標準化・共通化を踏まえ、「三層の対策」の抜本的見直しを含めたセキュリティ対策の見直しを行います。さらに、すべての世代が安全安心にインターネットを利用できる環境を目指し、情報セキュリティと情報モラルの向上、スマートフォンでのキャッシュレス決済に関する普及・啓発を行

い、デジタルデバイド対策を進めます。

●地域デジタル化の推進と行政保有データのオープンデータ化

市内の公共施設等へ公衆無線 LAN (Wi-Fi) スポットの整備が進み、今後は誰もがインターネットに自由に接続できる環境を活用し情報収集力や情報発信力を高めます。

現在、市が所有する各種データのうち、一般公開や二次利用が可能な公共データを、インターネット等を通じて容易に利用できるよう、オープンデータの取り組みを実施しています。今後もオープンデータ化を推進し、利便性を向上させることで新たなサービス創出につなげ、行政経営を効果的に進めています。

●デジタルリテラシーの向上のためのデジタル人材・団体の育成

情報化の進展により市民生活・経済活動が大きく変化する中、市民一人ひとりがデジタルの利便性を享受・活用できるよう市民向けの講座等の開催によりデジタルリテラシーの向上を図ります。

さらに、デジタル人材の育成・確保にも努め、官民連携しデジタルデバイド対策を行い、市民が将来にわたってデジタル社会の恩恵を享受できるような環境を目指します。

●テレワーク等の推進

勤務場所にとらわれない就業や起業を可能とするため、ICTを活用した在宅勤務、テレワーク等の推進に努めるとともに、サテライトオフィス等の整備やIT関連企業等の立地促進に取り組みます。

●行政手続き・相談のオンライン化

市役所に来なくても手続きや相談が完了できるなど市民の利便性の向上及び業務の効率化を図るため、行政手続き・相談のオンライン化を推進します。

(目標)

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
デジタル関連講座の受講人数	90人	140人

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化				
(9) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	地域持続性確保事業 【事業内容】 過疎地域における住民サービス継続のためのオンライン環境の整備。 【事業の必要性】 移動手段が限られた地域でも住民サービスを区別なく受けることができる。		市	

	<p>【事業効果】 公民館等にオンライン環境を整備することで、移動手段が限られた地域であっても、相談や申請、交付のサービスを受けることができるようになり、地域の持続性が確保される。</p>	
--	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

多久市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方としては、「市民のニーズに配慮しながら、安全性、耐震化の状況、維持管理の状況、利用状況、類似施設の配置状況等を総合的に勘案したうえで、施設総量、施設管理の適正化を図り、今後の財政負担を軽減・平準化していく必要があります。」としており、本計画においてもこの考え方へ沿った公共施設の適正化並びに長寿命化、機能の確保を目指します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

本市は、東西を結ぶ 2 つの交通軸と、南北に結ぶ 3 つの交通軸により形成されています。北側に位置する東西軸は、国道 203 号と東多久バイパス、巣木バイパス、JR 唐津線等からなり、多久駅周辺の中心市街地や中多久丘陵にある行政・業務中心地、東多久の工業地域等を貫く基幹軸です。この軸は、西は唐津市、東は佐賀市に通じており、本市で最も交通量の多い軸にもあたります。南側に位置する東西軸は、県道多久若木線等の幹線道路からなり、西は伊万里市、東は佐賀市に通じ、西多久、多久、南多久、東多久の 4 地区の中心を貫いています。これらの 2 つの東西軸に対して、武雄市、江北町、小城市に連なる 3 つの南北軸があります。中心市街地の活性化のためには、中心市街地と各地区、さらには周辺市町を結ぶアクセス環境を向上させていく必要があります。都市計画道路については、決定延長が 41.59km で、現在整備が完了している道路延長は約 11.9km の約 28.6%、暫定供用している延長は約 7.6 km の約 18.3% の進捗となっており、整備が進んでいない状況です。着手していない道路については、計画の見直しを行っています。

橋梁の長寿命化については、多久市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、平成 25 年度より橋梁の修繕を計画的に行ってています。橋梁点検については、5 年毎の近接目視による点検が義務化されたことにより、平成 26 年度より点検を開始、2 巡目の点検が令和 4 年度に完了し、多久市橋梁長寿命化修繕計画に反映しています。今後は、修繕や点検に要する財源の確保や体制の充実が必要です。

また、JR 唐津線の利便性の向上を図るために、多久駅前及び東多久駅前に駐車場を整備していますが、その運営の検討と JR 東多久駅南側の駅前広場の環境整備を図っていく必要があります。駅が単なる乗り換えの場とならないように、多久駅周辺の中心市街地活性化に向けて、まちづくり会社である一般社団法人たく 21 や商工会と連携し中心市街地の賑わいを創出していく必要があります。

本市では高齢者等の交通弱者の移動手段確保のため、平成 17 年 10 月から定時定路線型の自家用有償バス（ふれあいバス）の運行を開始しました。平成 24 年には、市民にとってより利用しやすく、将来にわたり持続可能な地域公共交通体系を再構築するため、多久市生活交通ネットワーク計画を策定し、平成 25 年度にふれあいバスの運行見直し及び、交通空白地域への対応として、予約型乗合タクシー（ふれあいタクシー）を導入しました。また、令和 6 年 12 月にはこれまでのふれあいバスに変わるサービスとして、AI オンデマンド交通である「チョイソコたく」の実証運行を開始し、翌年 4 月に本格運行を開始しました。利用者の予約に応じた予約型運行を行うことができ、利便性の向上を図っています。

今後も、継続的に検証を行い市内における地域公共交通の更なる確保維持改善を図るため、市民、民間運送事業者及び行政が一体となった地域公共交通事業を推進することが必要です。

(2) 対策

生活道路の計画的な維持補修を行うとともに、交通危険箇所の改善のため、道路改良を進め、歩道・車道の分離や沿道の整備等を行い、行き交う人々にとって安全で快適な道路づくりを目指します。市内の道路は、幹線道路は整備が進んでいますが、集落間を結ぶ道路や集落内の道路については、若干整備が遅れています。高齢者による交通事故が増加しており、交通安全指導と併

せて、道路の安全面における整備を行う必要があります。主要都市間の連携や主要施設との連結による広域的ネットワークを形成する佐賀唐津道路の整備促進を図る必要があります。

また、基幹的集落及び集落間の交流条件の強化を図るとともに、林道など山間部の道路整備に努めます。

自家用有償バス（チョイソコたく）・予約型乗合タクシー（ふれあいタクシー）などの公共交通利用者の利便性向上に努めています。

（主要施策）

●生活道路の維持管理及び整備

道路パトロールの実施により、市道の早期の補修を実現し、道路の安全を確保します。

道路整備については、現在の社会状況に応じた道路新設、改良、修繕を計画的に進めます。あわせて効率的に舗装の補修工事も行います。

交通危険箇所や通学路の安全対策については、関係機関と合同点検及び現地調査を実施し、対策が必要な箇所においては整備を行い、道路利用者の安全確保に努めます。

●橋梁長寿命化事業の推進

本市が管理する道路橋及び横断歩道橋は、現在 290 橋あります。令和 6 年度までの定期点検の結果、Ⅲ判定（早期措置段階）は 13 橋（2 巡目定期点検 R1～4 年度 12 橋、3 巡目定期 R6～点検 1 橋）で、このうち 5 橋（R7.4 現在）の修繕が完了しています。3 巡目の橋梁定期点検についても（5 年に 1 度の頻度）、事業費の平準化や、コスト削減等を実施しながら点検を行い、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害を防止していきます。

●林道の整備促進

森林整備基盤や周辺集落間をつなぐ生活基盤としての林道等の整備を図ります。

●地域内交通の利用促進

自家用有償バス（チョイソコたく）及び予約型乗合タクシー（ふれあいタクシー）の運行については、民間交通事業者の運行エリアを補完し、市民から信頼される、公共交通サービスの提供に取り組みます。

●地域間交通の確保

通勤、通学を中心とした生活移動手段である J R 路線、広域幹線民間バス等の運行の維持・確保のため、関係機関で構成する「唐津線利活用・電化促進期成会」「佐賀県地域公共交通活性化協議会」等とのさらなる連携のもと、利用促進向上を目指し広域的な公共交通の維持・確保に取り組みます。

（目標）

指標名	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
チョイソコたく・ふれあいタクシ一年間利用者数	22,424 人	36,000 人
多久駅年間乗降者数	2,496 人	3,000 人

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保				
(1) 市町村道 道路		道路新設・改良・修繕事業 市道新設・改良・修繕工事 市道舗装工事	市	
	橋りょう	橋梁長寿命化対策事業 点検・調査 架替・補修・補強工事	市	
(3) 林道		林道開設・改良・修繕事業 林道開設・改良・修繕	市	
		橋梁長寿命化対策事業 点検・調査 架替・補修・補強工事	市	
(6) 自動車等 自動車		多久市自家用有償バス更新事業	市	
(9) 過疎地域持続 的発展特別事業				
公共交通		多久市自家用有償バス運行事業 【事業内容】 コミュニティバスを運行し、集落と公共機関、商店街等を結ぶことによる生活利便性の向上と交通弱者への支援。 【事業の必要性】 市民が通勤・通学・通院・買い物等の日常生活を営むために交通手段の確保・維持が必要である。 【事業効果】 市民の日常生活における移動手段の確保及び外出促進により、地域活性化が見込まれる。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

多久市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方としては、「市民のニーズに配慮しながら、安全性、耐震化の状況、維持管理の状況、利用状況、類似施設の配置状況等を総合的に勘案したうえで、施設総量、施設管理の適正化を図り、今後の財政負担を軽減・平準化していく必要があります。」しております、本計画においてもこの考え方へ沿った公共施設の適正化並びに長寿命化、機能の確保を目指します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道、汚水処理施設等の整備

上水道については、これまで、安全で安心できる良質な水の安定供給と市水道事業の健全経営のため、耐震管布設や老朽管更新等、運営基盤強化のために計装設備設置、漏水調査等の事業を計画的に進めてきました。

令和2年4月の佐賀西部広域水道企業団との事業統合により、将来にわたり「安全で安心できる良質な水の安定供給」を継続し、持続可能なものとしていきます。

下水道については、令和6年度末の汚水処理人口普及率は、全国が93.7%、佐賀県が88.3%であるのに対し、本市では64.8%であり、普及率の一層の向上が求められています。なお、多久市生活排水処理施設整備構想の見直しにより、集合処理区域と個別処理区域を定めました。集合処理区域においては早期完了の必要があります。また、個別処理区域においては、個人設置型の浄化槽設置補助を行い、水洗化を進めなければなりません。加えて、下水道処理場は供用開始後19年が経過し、システムの老朽、経年による機器更新時期となっているため、長寿命化計画を作成し更新工事を行う必要があります。また、更新工事に伏せて、処理施設の増設を実施し、既存施設の負荷軽減及び安定的な処理機能の保全に努めています。し尿や浄化槽汚泥等については、佐賀市（一部）、小城市、多久市を構成市とする天山地区共同衛生処理場組合で共同処理を行っています。施設の老朽化により大規模更新が必要です。

今後も安全で快適な生活環境を維持するために必要な下水道等の整備促進を図っていくことが重要であり、とりわけ、汚水処理施設の普及により、公共用水域の水質保全及び生活環境を改善しなければなりません。

② 廃棄物処理とリサイクルの推進

本市のごみの年間総処理量は、令和2年度以降は減少傾向がみられ、令和6年度は5,264tとなっています。

令和2年4月、小城市と共同で運営する多久・小城地区の広域ごみ処理施設「クリーンヒル天山」と、リサイクルの要となる「多久市リサイクルセンター」が供用開始となりました。両施設により廃棄物処理を適正に行い、廃棄物の減量化とリサイクル率の向上を進めます。

現在は、家庭ごみは6種類に分別収集を行い、収集されたごみはリサイクルセンター等で18種類の廃棄物及び資源物に区分し、適切に処理していますが、更なる廃棄物の減量化とリサイクル率の向上が求められます。

③ 公園・緑地の整備

本市の公園については、都市公園が6カ所、都市公園以外の公園である普通公園が17カ所あります。公園の集約を含めた再編も視野に入れながら整備を進めていく必要があります。また、老朽化が進んでいる公園については利用者が安全で快適に利用できるよう、既存施設等の更新や整備により充実を図るとともに、災害時の活用についても検討する必要があります。

④ 消防・救急・防災施設の整備

消防・救急体制については、令和 2 年度に多久消防署南西出張所を設置し、体制の強化を図りました。今後も緊急時の連絡体制の充実、市内での消防力の向上をさらに推進していく必要があります。消防施設については、水利が不足する地域での施設の充実や佐賀平野北縁断層帯に起因する地震の被害想定が示されることから、防火水槽の耐震対策などの地震対策も必要となっています。

⑤ 公営住宅等の更新と適正管理

市営住宅については、9 か所、315 戸あります。市営住宅は昭和 42 年から平成 18 年に建築されています。

今後、少子・高齢化社会の一層の進展が予測されており、高齢者や障害者等の生活に対応できるよう、段差解消や手すりの設置等のバリアフリー化対策を検討する必要があり、計画的に改修し、長寿命化を進めて行く必要があります。また、市営住宅の供給・管理のあり方について、新たな計画策定とマネジメントに取り組むことが重要であり、建て替え・用途廃止を含む今後の維持管理について検討します。

(2) 対策

① 水道、汚水処理施設等の整備

公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を目的に、地域の実情に応じた適切な汚水処理の手法を選択し整備を推進します。

(主要施策)

●下水道の整備推進

下水道事業計画を作成し、下水道の整備を推進するとともに、個別処理区においては浄化槽の普及を促進し、汚水処理人口普及率を向上させます。また、単独浄化槽を合併浄化槽に転換していきます。

●下水処理場の機械・電気機器の更新

長寿命化計画を作成し、予防保全的な管理を行うとともに、長寿命化を含めた計画的な改築・更新を行う事で安全性を確保し、良好な施設状態を保ちます。

●生活排水処理の普及促進

戸別訪問説明や地区説明会等の開催及び市報やケーブルテレビ等を活用して、生活排水処理（水質保全、環境負荷）に対する市民への理解を深め、汚水処理人口普及率を向上させます。

(目標)

指標名	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
汚水処理人口普及率	64.8%	72.0%

② 廃棄物処理とリサイクルの推進

4 R 運動（リデュース（減量化）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）、リフューズ（発生抑制））の推進を行い、排出される一般廃棄物のリサイクル率の向上を目指します。また、廃棄

物処理施設の適切な維持管理を行います。

(主要施策)

●循環型社会形成についての意識啓発

廃棄物の減量化とリサイクル率の向上のために、今まで推進してきた3R運動（リデュース（減量化）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化））にもう一つのR（リフューズ（発生抑制））を加え、4R運動を推進します。ごみとなる物を発生させないという考え方を加え、さらに市民へ啓発します。

●一般廃棄物におけるリサイクル率の向上

本市の廃棄物の約90%が可燃物であり、その内、約37%を紙・布類、約30%を廃プラスチック類で占めていることから、現在推進しているプラスチック製容器包装や古紙等の資源回収の啓発を強化し、回収率を向上させます。また、木くずや小型家電等の新しいリサイクル品目を検討します。

●廃棄物処理・リサイクル施設の適切な運営

多久・小城地区の広域ごみ処理施設「クリーンヒル天山」は、小城市と設立した一部事務組合である「天山地区共同環境組合」がその運営を行い、事業系一般廃棄物・家庭系一般廃棄物の可燃物を処理する施設として適切に運営をしています。

また、本市の施設である「多久市リサイクルセンター」では、家庭系一般廃棄物の可燃物以外の物を適正に分別処理し、廃棄物の減量化とリサイクル率の向上を目指しています。

●汚泥の堆肥化

公共下水道施設や農業集落排水施設より発生する汚泥については、すべて堆肥化するようにします。

(目標)

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
一般廃棄物のリサイクル率	8.7%	11.8%

③ 公園・緑地の整備

子育て世代に魅力的な公園の整備を行い、地域活性化に資する施設整備と安心・安全な遊具の維持管理を行います。

(主要施策)

●公園施設の整備

公園施設の維持管理・更新については、体制や方針を確立するとともに、誰もが利用しやすいインクルーシブな遊具整備など目的を明確にした整備を行いながら災害時には防災拠点として利用できるよう機能強化に向けて取り組みます。

(目標)

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
中央公園来園者数	7,943人	8,340人

④ 消防・防災・救急活動の向上

あらゆる災害に強いまちづくりを目指し、地域消防・防災力の強化を図るために、総合的な防災計画に基づいた広域消防・防災・救急体制を確立し、水害や火災・地震・土砂災害に強い基盤整備を推進します。同時に、緊急時に的確な対応ができるように、防災意識の向上や消防団の育成による消防能力の強化、訓練の実施及び災害時における救援体制の整備強化を図ります。また、災害が発生した時に被害が拡大しないように、緊急時の災害情報連絡体制を確立します。

(主要施策)

●消防団の育成と組織力強化

多角消防署と協力し、防火訓練等を計画的に行います。また、消防団の必要性・重要性について、市報、行政放送、市ホームページ等で広報し、消防団員の確保に努めています。さらに、各分団に配置しているポンプ車の更新を検討します。

●消防施設の充実

年次計画的に耐震性貯水槽の整備を行うとともに、用地確保が困難な地区については、消火栓整備により、水利確保を行います。また、老朽化した防火水槽の整備補修についても、年次計画的に実施していきます。

●避難所環境の整備

避難所に避難された方が、安心して過ごせる避難所改善に取り組みます。

●防災・災害情報の連絡体制の充実

防災行政無線を軸として、現在提供している緊急情報メールサービスと併せて、市民に向けた新たな防災・災害情報提供体制の確立を目指します。

●自主防災組織の育成

地域防災の要となる自主防災組織は市内全域で組織化ができていますが、さらに組織を育成・充実するため、研修会や防災訓練を計画的に実施していきます。また、地域独自のマイ防災マップ作成の支援を行っていきます。

●避難行動要支援者の支援

避難行動要支援者の把握を行うとともに、自主防災組織と連携し、継続的な避難支援体制の確立を図ります。対象者の緊急時対応力を高めるとともに、避難施設として要支援者の受入可能な福祉施設等のネットワーク充実を進めます。

●内水排水対策の推進

住民の防災意識を高めるとともに、国、県と協議を行い、必要とされる河川改修等の事業推進を図ります。

また、近年の局地的集中豪雨に対応できるよう雨水排水路の現況を調査し、雨水幹線水路の更新や改修を計画的に行います。

(目標)

指標名	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
自主防災組織等が実施する防災研修・防災訓練のべ実施数	7 回	7 回
消防団員定員充足率	91%	100%

耐震性貯水槽設置数	47 基	53 基
緊急情報メール登録者数	1,482 人	2,000 人

⑤ 公営住宅等の更新と適正管理

市営住宅等の維持管理を適切に行い、既存ストックを有効に活用します。

高齢者や障害者等の生活に対応できるように、段差解消や手すりの設置等、市営住宅のバリアフリー化対策を進めます。

(主要施策)

●市営住宅の整備

市営住宅の長寿命化計画を基に補修を行うとともに、段差解消や手すり設置等のバリアフリー化を進め、質を向上させます。また、老朽化した市営住宅は、建て替えや用途廃止を含め新たな計画策定を検討します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備				
(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道事業 管渠整備、接続促進		市	
その他	合併浄化槽設置事業		市	
(5) 消防施設	耐震性貯水槽新設、消火栓新設、 防火水槽改修		市	
(6) 公営住宅	公営住宅等ストック総合改善事業 給水管改修 外壁・屋根改修 住戸改善		市	
(8) その他	都市公園施設長寿命化事業 公園整備事業 公園改修事業 大規模盛土地活動崩落対策事業		市 市 市 市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

供給処理施設（クリーンヒル天山、多久市リサイクルセンター、納所地区浄化センター、多久みず環境保全センター）は、定期的な点検・調査、計画的な清掃、修繕、改修を実施し、施設の長寿命化とともに給水・処理の安定化及び事故防止に努めています。

公園施設については、利用者のニーズ等の変化を踏まえて、その都度必要な規模・機能につ

いて検討するとともに、使用頻度が低い施設については、除却等の見直しも必要に応じて検討します。

市営住宅については、今後の人団減少や住宅の地域配分を踏まえた上で適切な必要戸数を見込み、集約化を進めます。また当面維持することとなる市営住宅は、計画的かつ効率的な改修工事を行い、耐用年限まで利用することを目指します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

本市の高齢化率は、令和7年10月現在39.1%で、今後40%に達する見込みです。こうした中、介護保険制度が3年ごとに改正され、高齢者が住み慣れた地域で生活を維持できるよう、介護、医療、生活支援、介護予防などの充実と、これらの支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

今後ともこれまで実施してきたこれらの事業の一層の充実に努めるとともに、市民への啓発の取り組み、高齢者の実情にあったサービス提供等に努めていくことが重要となっています。

② 健康でいきいきと暮らせる保健体制の推進

本市では、健康増進法、母子保健法、高齢者の医療の確保に関する法律などの関係法に基づき、健診データやレセプトデータの分析を行い、市全体の健康実態を分析・把握し、健康課題の優先順位から対象者を選定し、ライフコースに応じた保健指導、疾病予防のための相談・教育に取り組み、生活習慣病予防対策を推進しています。また、適切な医療の確保、安心・安全の確保の視点でも事業を推進しています。

健診（検診）等の受診率は、伸び悩んでいるため、これまで実施している事業のさらなる充実と体制整備に努める必要があります。そのためには、関係機関等と連携し、情報共有・意見交換を図りつつ事業を推進していくことが大切です。

また、生活習慣病の発症予防と重症化予防として、健診受診者へは個別に保健指導を行い、生活習慣の振り返りや改善ができるよう支援します。今後も、発症予防と重症化予防に、より一層取り組み、健康寿命の延伸や医療費の抑制に努めます。

加えて、公衆衛生の観点から、感染予防対策として予防接種事業や感染経路対策の啓発等を行っていくことも必要です。

③ 福祉が充実するまちの創出

すべての市民が安心して生活をするためには、誰もが暮らしやすい生活環境の整備や福祉制度の充実を図らなければなりません。

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育てについて相談できる人が身近にいないなど、子育てに対する不安感や孤独感が高まっています。また、時間に追われ、ゆとりを持って子どもと過ごすことが難しくなっている状況から、子育てと仕事の調和の実現が求められています。

国においては、こうした中でこどもに関する取組や政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」の実現に向け、令和5年12月に「こども大綱」を閣議決定し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた各種取組を推進しているところです。

本市においては、令和7年3月に家庭・地域・学校・行政など社会が一体となった子育てを支援するために、「多久市第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

これまでの、子育て家庭に対する支援として、子育てに関する情報提供・相談体制、子育て支援

サービスの充実、子育て世帯への経済支援など様々な取り組みを推進し、一定の効果がみられているところです。今後は、子育てに関する情報提供・相談体制をさらに充実させ、地域子育て支援センター事業の推進や、子育てサークルの支援を行い、地域における子育てネットワーク形成を促進していくことが重要です。

保育サービスについては、本市には保育所が4カ所と認定こども園が9カ所あり待機児童の問題は現時点ではありませんが、共働きの増加やライフスタイルの変化などを受け、ニーズが多様化しています。利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえて、多様なサービスの提供体制を整備することが重要です。

子育てにかかる費用の軽減については、保育料の負担軽減や医療費助成（0歳～18歳の通院、入院費助成）を行っております。子育てにかかる費用の軽減を求める声は多く、さらなる子育てにかかる費用の軽減の検討も必要です。

妊娠婦や乳幼児の健康増進については、働く女性の増加、核家族化の進行などは子どもを育てる環境に大きく影響していますので、保護者に寄り添いながら妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援ができるよう体制を整えることが必要です。

放課後児童クラブでは、義務教育学校6年生までの児童を受け入れ、放課後等における児童の安全・安心な居場所づくりに努めています。一方、次代を担う人材育成の観点からは、共働き家庭等の児童に限らず、すべての児童を対象とした総合的な放課後対策を講じる必要があります。

また、児童虐待対応件数については増加傾向にあり、重篤な事案を未然に防ぐための総合的な支援体制の整備や関係機関、団体との協力が重要です。

ひとり親世帯については、多くの場合、経済的・社会的に不安定な状態がみられ、総合的な対策が求められています。

少子高齢化や核家族化、ひとり親世帯の増加などが進行し、価値観の多様化や地域社会とのつながりの希薄化が生じ、地域活動に参加しない人が多くなっています。

このような中、生活上の課題は、子育て、貧困、社会的孤立、介護といった様々な要因が絡み合い、複雑化・多様化しています。このような課題を抱えた人々を取り残すのではなく、地域住民や多職種等が連携・協働する取り組みの推進等を通じて、一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともにつくっていく必要があります。障害の有無に関わらず、子どもから高齢者まで、互いに支え合う地域社会を形成しなければなりません。

障害者の自立と社会参加の実現を図るために、生活支援や保健・医療等のサービスの充実を一層進める必要があります。

さらに、障害者が能力と個性を活かした社会参加ができるよう、個々に応じた適切な就労支援を行うことが必要不可欠です。

今後、障害のある人が必要とする支援や社会参加のニーズは多様化していくことが考えられることから、市民一人ひとりの障害に対する理解と適切な配慮が求められています。障害を理由とする虐待の防止、差別解消及び障害者の権利利益の擁護のため、市民への啓発に努めながら、問題の解消に向けて前進していきます。

(2) 対策

① 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が健やかに活動的でいきいきとした生活を営むためには、社会との関わりをもち続け、日々の生活に充実感を感じることができるように生きがいづくりや社会参加を促進することが重要です。高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進するため、地域における健康づくり活動や老人クラブ活動等さまざまな社会資源を有効に活用できる地域づくりや高齢者が活動できる機会の確保に努めます。

(主要施策)

- 老人クラブ活動や好齢大学院など高齢者の生涯学習活動への支援を行います。
- 地域の活動等を支援する介護予防サポーターを養成するとともに、地域の通いの場の活動が継続できるように教室の運営費補助や代表者の活動支援も併せて行います。

(目標)

指標名	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
いきいき百歳体操参加者数	533 人	700 人

② 健康で生き生きと暮らせる保健体制の推進

検診（健診）等の受診率を高めるとともに健康相談、健康教育、保健指導の効果的な推進等により、市民の健康増進に努め、併せて医療費の適正化を図ります。

(主要施策)

●健康づくりに関する情報の提供及び啓発

地域での健康講座、市報、行政放送、市ホームページ等を活用し、市民をはじめ関係機関への情報提供を行います。

●ライフコースアプローチによる生活習慣病対策の推進

生活習慣病予防・重症化予防のため、地域における健康教育の取り組みや特定健診やU39健診・多窓子健診等の結果を個別に説明します。予防のための健康診査の項目などの拡大に努めます。

●年齢各期における要観察者（要フォロー対象者）等を対象とした事後指導の充実

保健師は地区担当制で活動し、健康課題等の実態に合わせた家庭単位での個別指導・保健事業の効果的な事業実施と推進に努めます。

●健康づくり推進体制の整備と活用の推進

保健対策推進協議会等を活用した施策の充実を図り、地域に密着した健康づくりの推進に努めます。

●高齢者の自立支援体制のための整備と支援

高齢者が住みなれた地域で生活できるよう通いの場活動を推進するとともに、住民同士の支え合いの活動による支援に取り組みます。また、フレイル予防や認知症予防のため、食生活や運動の継続ができるよう支援します。

(目標)

指標名	現状値	目標値
-----	-----	-----

	(令和 6 年度)	(令和 12 年度)
メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合 (特定健診受診者)	36.5%	33.8%
出産等アンケート「家族外に相談できる人がいる」の回答率	95.8%	98%

③ 福祉が充実するまちの創出

ア 子どもを産み育てやすい環境形成

市民が安心して子どもを産み、育てることができるよう、保育料や子どもの医療費等、育児に要する経済的負担の軽減に努めます。子どもの成長と発達を支援できるよう、相談体制を充実し、保護者の育児に関する負担の軽減に努めます。

(主要施策)

●子育て支援拠点の充実

児童センター（あじさい）を子育て支援拠点として、拠点内の子育て支援センター、児童館、ファミリーサポートセンターなどの事業により子どもの居場所の確保と、教育、保育、保健、子育てについて、情報提供、相談等の支援を行います。

●保育サービスの充実

多様な働き方やライフスタイルに対応した保育ができるよう、延長保育、病児・病後児保育、休日保育、一時預かり保育、障害児保育の推進等を引き続き実施します。また、市内の施設で「子ども誰でも通園制度」を実施します。

快適で安心した環境で保育サービスが提供できるよう、保育の質の向上や保育体制の強化に取り組むとともに、老朽化による大規模改修等に関する施設整備補助などを有効活用し、保育環境の整備支援を行います。

●子育てに掛かる費用の軽減

教育・保育の無償化と併せて、市独自の保育料の階層区分を用いた保育料の軽減や医療費助成を継続し、第2子以降の保育料を無償化することで子育てに掛かる費用の軽減を図ります。

●ひとり親世帯への支援の推進

ひとり親世帯が抱える問題や心配事に対し、解決に向けた相談体制構築のために、引き続き支援員を配置します。

ひとり親世帯の自立に向けた就労支援と資格取得や子どもの進学に関する貸付事業などの情報提供を行うとともに、医療費助成による経済的負担を軽減し、安心して暮らせるよう支援します。

●要保護児童対策の充実

子どもが通う施設（保育所・認定こども園・学校等）、児童相談所や警察などとの連絡調整を行い、要支援児童及び要保護者等の早期発見、個々の子どもに応じた支援の早期対応により、子どもの安心・安全を確保します。

さらに、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、助言、情報の提供、相談等への対応を行うための体制を強化し、児童虐待の発生を未然に防ぐために必要な切れ目のない支援を行います。

(目標)

指標名	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
児童センター「あじさい」利用者数 ※目標値については現状維持	36,379 人	36,000 人
待機児童数	0 人	0 人
子ども家庭支援員数	1 名	2 名

イ 地域福祉の充実

誰もが地域で支え合いながら、ともに生きることができるように、地域住民一人ひとりが参画する地域福祉体制の確立を図ります。

全国的な状況と同様に少子高齢化や核家族化、ひとり親世帯の増加などが進行し、価値観の多様化や地域社会とのつながりの希薄化とともに、地域活動に参加しない人が少なくありません。

このような中、生活をしていく上で生じる課題は、子育て、貧困、社会的孤立、介護といった課題を同時に複数抱えるケースが増加するなど、複雑化・多様化しています。

また、多くの課題を抱えた市民は地域で孤立する傾向があり、公的制度による専門的な支援と同様、地域住民や多職種等が連携・協働する取り組みの推進等を通じて、一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともにつくっていく必要があります。

(主要施策)

●民生委員・児童委員の地域活動支援の推進

民生委員・児童委員連絡協議会の開催時に市が実施する福祉関連事業などの情報提供や、県などが主催する各種研修会への参加の推進を通じて、民生委員・児童委員が地域活動を行うためのスキルアップの支援を行います。

●社会福祉協議会活動への支援

社会福祉協議会が取り組む長寿社会振興事業、生活困窮者自立支援事業、シルバー人材センター事業などの社会福祉関連事業に関して支援、助言、情報提供を実施します。また、社会福祉協議会を軸としたボランティア・ネットワークの充実・拡大を支援します。

●福祉意識の高揚と福祉ボランティアの育成

市民が地域の中で支え合いながら、ともに生きる風土を醸成するため、学校ボランティア育成事業などの福祉教育等の充実を図り、児童、生徒および市民の福祉意識の高揚に努めます。また、ボランティア情報の提供体制の確立や福祉ボランティアの育成・登録の拡充等を進めます。

ウ 障害者の支援強化

障害者の生活支援、自立支援の充実や就労支援に取り組みます。

(主要施策)

●訪問系サービスの充実

誰もが必要なサービスを利用して、自立した日常生活が可能となるよう訪問系サービスの充実を図ります。さらに、障害のある方へのサービスの周知や利用の促進が図れるように、相談窓口での十分な説明と年1回の地域資源マップの更新を継続的に行います。

● 日中活動系サービスの充実

本人の希望に応じた適正な日中活動系サービスを利用できるよう、生活介護や就労を支援するサービス等の事業を継続しながら、障害のある方の高齢化の課題について、介護保険事業の関係機関と連携を図りながら、適切なサービスの提供に努めます。

● グループホーム等の充実と施設入所・入院からの地域生活移行の促進

障害のある人の中には単身での生活をしたいというニーズがあるため、グループホームのサテライト型住居の設置・活用など様々な支援に取り組みます。また、長期入院中の精神に障害がある方が、地域で安心して生活を送れるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築も進めています。

● 地域支援事業の推進

自治体が実施主体となる地域生活支援事業で、障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な課題を把握し、適切なサービス事業を行っていきます。

● 障害者の虐待防止、差別解消

障害者の虐待防止、差別解消に努めます。佐賀県が展開する障害者月間（11～12月）を重点的に、市報、行政放送、市ホームページ等で啓発活動を行っていきます。また、多久市人権フェスタの開催時に、チラシ及び障害がある方が通う事業所の産物を配布し、障害者への理解啓発を継続して行います。

● 発達上の支援が必要な子どもへの療育訓練と家族支援

発達上のつまずきがある子に対し、早期に療育訓練を行える機会を増やすことを目的とした市独自事業を継続して行います。また、家族が子どもへの関わり方を学ぶ『C A R E プログラム』を通し、子どもの成長を促す働きかけができる力を養います。

（目標）

指標名	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
グループホームの利用者数	74 人	92 人
小城多久障害者相談支援センターの相談件数	1,013 件	1,300 件

エ 困窮者支援等の確立

すべての市民が健康で文化的な暮らしを営むことができるよう、社会保障制度の適正な運用と住民理解の浸透に努めます。

（主要施策）

● 低所得者福祉の推進

生活保護世帯及び低所得者の経済的自立と生活意欲の向上を促すため、福祉事務所、生活困窮者自立支援センター等の相談窓口を中心に連携し、相談体制の更なる充実に努めます。また、生活保護世帯の早期自立を目指し、就労先の確保のため、巡回就労相談を行い、ハローワークとの関係強化を進め支援体制の充実を行います。

● 生活困窮者への支援

多様化する問題に取り組むため、仕事や生活などでお困りの方に対する生活困窮者改善支援事業（自立相談支援事業、家計改善支援事業等）と生活困窮者就労準備支援事業（令和 3 年度より

実施) の一体的な実施により、専門の支援員が解決に向けた支援を行います。

(目標)

指標名	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
生活保護世帯からの自立件数	15 件	15 件

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進				
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	<p>子どもの医療費助成事業</p> <p>【事業内容】 満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者の医療費に対する助成。</p> <p>【事業の必要性】 子育て家庭において安心して子育てができるよう、子育てに係る経済的負担を軽減する必要がある。</p> <p>【事業効果】 疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進が見込まれる。</p> <p>子ども・子育て支援事業</p> <p>【事業内容】 子ども、保護者等へ妊娠時から子育てまでの支援を行う。</p> <p>【事業の必要性】 子育て家庭において安心して子育てができるよう、子育て相談、交流の場等を提供する必要がある。</p> <p>【事業効果】 子育て家庭の子育てに対する不安感や孤独感、子育てと仕事の両立の負担感が軽減され、子育て家庭が、安心して子育てができることが見込まれる。</p> <p>保育料軽減事業</p> <p>【事業内容】 保育所や認定こども園に通う第2子以降の保育料を無償化し、多子世帯に対し支援を行う。</p> <p>【事業の必要性】 子育て家庭において安心して出産・子育てができる環境を整える必要がある。</p> <p>【事業効果】 子育て世帯が安心して出産し子育てるための支援につながる。</p> <p>放課後児童健全育成事業</p> <p>【事業内容】 放課後の児童保育の実施や体験活動の提供による子どもの健全な育成と保護者の支援。</p>	市	
			市	
			市	

その他	<p>【事業の必要性】 労働等により昼間家に保護者がいない児童への適切な遊び及び生活の場の提供が必要。</p> <p>【事業効果】 生活習慣の確立による健全育成が見込まれる。</p> <p>配食・見守りサービス事業</p> <p>【事業内容】 配食サービスによる高齢者等の食生活の支援とあわせて安否確認による見守り支援を行う。</p> <p>【事業の必要性】 生活支援として食の確保や生活における安否確認の機会となるため必要である。</p> <p>【事業効果】 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための支援につながる。</p>	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

多久市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方としては、「市民のニーズに配慮しながら、安全性、耐震化の状況、維持管理の状況、利用状況、類似施設の配置状況等を総合的に勘案したうえで、施設総量、施設管理の適正化を図り、今後の財政負担を軽減・平準化していく必要があります。」しております、本計画においてもこの考え方へ沿った公共施設の適正化並びに長寿命化、機能の確保を目指します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市においては、令和7年7月に多久市と小城市の共同による多久小城医療企業団を設立し、多久市立病院と小城市民病院を統合し「公立佐賀中央病院」が開院しました。新病院では、これまで多久市内にはなかった診療科目が新たに設置され、市内の医療環境の向上が期待されています。

市民から求められる医療機能体制として、公立病院を維持し、安心した暮らし、生活を維持するためにも市と企業団が連携し、持続可能な医療体制の確保に取り組むことが重要となっています。

(2) 対策

必要な時に必要な医療を地域の中で受けられる医療体制を構築し、地域医療体制の充実を図ることで市民が安心して健康に暮らし続けられるまちを目指します。

(主要施策)

●公立佐賀中央病院の医師確保及び医療機器・施設等の整備

継続的な高度医療を提供するため、医師及び医療スタッフ確保や必要な高度医療機器の整備、安全で快適な療養環境等に支援します。

●救急医療体制の整備

地域医師会と行政が連携して、病院群輪番制や在宅当番医制、救急外来診療体制等を整備し、救急医療体制を確保します。

公立佐賀中央病院は、救急告示病院として2次医療圏における市内の救急医療体制を補完し、多領域にまたがる救急患者を診察できるように総合診療医を招聘します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保				
	(1) 診療施設 病院 (3) 過疎地域持続 的発展特別事業 その他	<p>高度医療機器整備事業</p> <p>救急医療体制整備</p> <p>【事業内容】 病院群輪番制や在宅当番医制、休日夜間こども診療所等の開設や救急情報提供など、体制整備による救急医療体制の確保。</p> <p>【事業の必要性】 休日・夜間に受診が必要な際に、受診できる体制が必要である。</p> <p>【事業効果】 必要な時に受診することで、苦痛の軽減や重症化を防ぐことができる。</p>	市 (企業団) 市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

多久市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方としては、「市民のニーズに配慮しながら、安全性、耐震化の状況、維持管理の状況、利用状況、類似施設の配置状況等を総合的に勘案したうえで、施設総量、施設管理の適正化を図り、今後の財政負担を軽減・平準化していく必要があります。」としており、本計画においてもこの考え方へ沿った公共施設の適正化並びに長寿命化、機能の確保を目指します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育の充実

新しい時代にふさわしい学校教育の実現に向けて現学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びにより、これまで重視してきた知・徳・体の育成の意義を、変化する社会の中で改めて捉え直し、子どもたちが「生きる力」を育むことを目指しています。現在の学校には、児童生徒の学力面の不安、いじめや不登校、学級崩壊、問題行動の低年齢化、いわゆる中1ギャップなど、心の問題をはじめ、多くの課題が山積しています。

このような状況の中、本市においては、平成28（2016）年度に市内全学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを目指す、「コミュニティ・スクール」をスタートし、一定の成果が認められています。

また、ICTの利活用に関しては、令和2年より始まったGIGAスクール構想が第2期を迎えており、GIGA端末の更新や通信環境の改善など、ICTのさらなる利活用を進めていく必要があります。

そのほか、国際化に対応した人材育成、教育における様々な危機管理への適切な対応や、一人ひとりの個性や特性に応じた適切な指導や就学支援など特別支援教育の充実も求められています。

② 生涯学習体制の充実と学習活動の推進

社会情勢が多面にわたり常に変化する中、生活スタイルの変容や広域化が起こるとともに、働き方や余暇の在り方も変化しています。このような社会の変容に伴い、市民の学習意欲やニーズも多様化・高度化し、市民それぞれが豊かな人生を送るために必要な学びの機会の提供について、実情に即した在り方を見極め対応することが必要です。

地域学習活動については、古くから息づく歴史や伝統文化があり、多久市子どもクラブ連合会をはじめとする地域活動団体等の協力もあり、地域での定着が一定程度認められます。今後も、子どもの頃から健全で豊かな人間性が育まれ、市民が自主的に参加し、学び過ごせる時間が途切れることのないよう、学校・家庭・地域がそれぞれに持つ機能を十分に発揮し、地域全体が人を育てるという意識を高めていくことが必要です。

あわせて、これから社会を担っていく子ども・若者が、ふるさと多久市で成長したことを誇りに思う郷土愛とともに未来に向か歩み続けていくことができるよう、子ども・若者を育む環境を整備することが大切です。

③ スポーツの振興

本市のスポーツ活動の中核となっている総合型地域スポーツクラブの会員数は、平成26年（2014）度から上昇に転じ、令和5年度には指導者数が75人まで増加しました。そして、令和7年度より運動部活動休日地域移行が始まりましたが指導者の確保などが課題であり、継続した取組のためには総合型地域スポーツクラブの更なる体制強化が必要です。

また、競技スポーツにおいては、陸上競技やバドミントン、スポーツクライミングなど、ジュニアサークルや高校の部活動において育成された選手の活躍なども見られるようになりました。市民のスポーツに対する意欲・関心を高めるためには、競技スポーツの向上・躍進が重要であり、

引き続き一般財団法人多久市スポーツ協会及び各種目協会の充実と相互連携を強化し、選手育成の支援等を行っていく必要があります。

さらに、スポーツ施設の利用促進においては、令和7年度から導入したオンライン予約システムを有効活用し、学校体育施設の開放も含め、既存施設の適切な管理運営を行っていく必要があります。また、今後は公共施設個別施設計画を踏まえ、施設の改修整備や機能廃止などに取り組む必要があります。

（2）対策

① 学校教育の充実

小中一貫教育を、いわゆる21世紀型スキルの習得向上の観点より、さらに充実させるとともに、SDGsの視点を取り入れた義務教育9年間の教育課程を編成し、持続可能な社会へ参画する児童生徒を育成します。あわせて、本市への愛着や誇りを育てるための多久学（ふるさと教育）の学習時間を充実させます。

また、学校と地域をつなぐコミュニティ・スクールの推進に取り組み、保護者や地域住民による学校応援隊活動により、授業や行事、教育環境整備などにおいて学校支援を進めます。

さらには、児童生徒の登下校の安全確保や老朽化した学校施設の改修等、教育環境の向上を推進します。

（主要施策）

●小中一貫教育の強化

義務教育9年間（4・3・2制の導入）を通して、発達成長段階に即した計画的・継続的な教育実践により、学力を高め規範意識等を身に付けることができるようになります。

不登校児童・生徒の割合を、現状値（3.9%）以下を目指すとともに、特別支援教育では、児童生徒の個別の指導・支援計画を通じ、さらに充実・深化を図ります。

●地域とともにある学校づくり「コミュニティ・スクール」の推進

「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という新学習指導要領の目標を学校と地域が共有し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校と市民が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」を推進し、学校と地域が一体となって多くの子どもたちの成長を支えていきます。具体的には、学校運営協議会の開催のための運営支援や、コミュニティ・スクールに関する研修会等を行います。

●ICT利活用の推進

教育の質の向上を図るため、ICT活用環境の計画的な整備及び更新を行います。また、電子黒板、可動式端末、デジタル教材などを効果的に活用した「わかる授業づくり」を推進し、ICT支援員配置によるスムーズな授業の展開、担任・教科担任との連携強化を図ります。

●英語教育・国際化教育の充実

授業研究会や、1年生からの英語活動の導入、さらに、小学校英語活動支援員配置事業や外国語指導助手（ALT）配置事業等を通じ、1年～6年生の担任や英語担当教員の指導力向上を図り、児童生徒の国際理解の醸成を目指します。

●通学安全対策の推進

通学路の安全対策として、多久市通学路安全推進会議において通学路の危険箇所等について協

議を行い、対策を実施します。また、スクールバスを安全第一で運行するとともに、事故につながるような運行上の問題や課題、児童の乗車マナーなどについて、多久市スクールバス運営委員会での検討・協議を行い、児童の安全を確保します。

●学校施設の改修

学校施設は子どもたちの学習・生活の場であるとともに、防災拠点としての役割も果たすよう、危険箇所や修繕が必要な箇所がないか日常・定期・臨時の確認を行い、必要に応じて改修を行います。体育館やプール等の学校施設の大規模な改修については計画的に行います。

●安全な学校給食の提供

引き続き、給食センター方式で市内すべての義務教育学校へ安全な学校給食を提供します。また、今後も関係各所と連携し、食育や地産地消の推進を継続して行います。

給食センターは開設から20年以上経過していることから、機器・施設を計画的に整備、更新します。

(目標)

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
全国学力・学習状況調査の正答率	一	県平均を上回る
学校支援ボランティアの参加人数	3,450人	3,500人
教職員向けのICT研修会の開催回数	2回	3回
標準英語力評価テスト合格率	一	8割
児童生徒の交通事故件数	14件	0件
学校施設改修工事の実施件数	6件	6件
給食センターの機器等の整備(改修)実施件数	一	2件

② 生涯学習体制の充実と学習活動の推進

地域学習、文化・スポーツ環境を充実し、すべての市民が学び続け、自己を高めていくことができる生涯学習社会の形成、市民主導のスポーツ・文化交流活動、貴重な文化遺産の保存が実現できるまちづくりを目指します。これらによって、新たな時代を担う人材の育成と生涯にわたる地域学習、文化・スポーツ交流を実現します。

(主要施策)

●生涯学習推進体制の充実と公民館における講座・サークル活動支援

市民の日常の様々な活動に学びの要素が自然と溶け込んでいるような、すべての市民が学べる生涯学習推進体制を築くため、公民館活動が核となり市民自らが学びの機会を作りだす機運を高めていけるよう、生涯学習講座を充実させ、公民館における文化活動やスポーツ活動の活性化に取り組みます。この取り組みを各種サークル活動の活性化につなげ、その成果の発表の場を確保し提供するとともに、学びに関する市民の声に耳を傾け、これまで公民館・図書館を活用したことのない市民が学びや本を手に取ることの素晴らしさを体感できるよう、講師を招いた各種講座や本に関するイベントを開催します。

●生涯学習のための公民館・図書館活動の基盤強化

「文教の里 多久市」として、文化的で豊かな本市を支える学びと知の拠点であるよう、公民館と図書館の活用を促進します。

小さな子どもからシルバー世代に至るまで、生涯にわたり学ぶことの素晴らしさ、本に触れる喜びを体感できる施設として、公民館と図書館がその役割を果たしていくことができるよう、利用者にとって利便性の高い施設であるために必要な環境整備を行います。

●地域学習等の推進

家庭や地域社会、学校が相互に連携を図りながら地域ぐるみで健全な青少年を育成するため、多久市青少年育成市民会議及び各町支部が行う青少年健全育成事業と共同し、啓発活動を行います。多久市子どもクラブ連合会など社会教育団体の育成支援を推進するとともに、地域全体で学びのすそ野がより広がり継続的な活動が可能となるよう、公民館が活動拠点となるような新たな組織づくりの支援を行います。

(目標)

指標名	現状値 (令和6年)	目標値 (令和12年)
多久市放課後子ども教室及び各町放課後子ども教室の参加人数	多久市放課後子ども教室：465人 各町放課後子ども教室：1,246人	多久市放課後子ども教室：600人 各町放課後子ども教室：1,300人
中央公民館及び各町公民館の利用者数	74,106人	81,000人
図書館の利用者数	31,422人	34,000人

③ スポーツの振興

スポーツを通じて、健康的な生活を送ることができ、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる環境を目指します。また、競技面では、選手の育成支援及び支援体制を充実させます。

(主要施策)

●総合型地域スポーツクラブの育成支援とスポーツの普及

年齢にかかわらず誰もがいきいきとスポーツに取り組むことのできるまちの実現を目指します。総合型地域スポーツクラブを支援し活性化させることで、地域の社会体育活動の活性化につながっていきます。また、地域交流の一助になることを期待し、ニュースポーツなど幅広い年齢層で行える競技の普及に努めます。

●スポーツ団体・指導者の育成と競技力の向上支援

地域一体となってスポーツ振興と競技力向上に取り組み、地域内でお互いを高め合うまちをつくります。

地域のスポーツの核となる一般財団法人多久市スポーツ協会等を支援し活性化させることで、市民のスポーツに対する意欲や関心が高まります。また市民が競技指導者となることで、地域が一体となり応援し、全体の活性化につながっていきます。

●計画的な施設の整備

市民がスポーツに取り組むことができる環境が整ったまちを目指します。多久市でも多くの社会体育施設が老朽化している状況であり、利用者ニーズに基づいて、施設の長寿命化や集約・複合化など、持続可能な地域のスポーツ環境を計画的に整備していく必要があります。

(目標)

指標名	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
社会体育施設利用者数	193,733 人	213,000 人
総合型地域スポーツクラブ会員数	828 人	900 人
総合型地域スポーツクラブ指導者数	50 名	50 名

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興				
(1) 学校教育関連施設				
校舎	校舎改修事業		市	
	義務教育学校照明LED更新事業		市	
屋内運動場	体育館空調整備事業		市	
屋外運動場	運動場整備事業		市	
水泳プール	プール改築事業		市	
スクールバス・ボート	スクールバス車両更新事業		市	
給食施設	給食施設整備事業		市	
	給食施設機器更新事業		市	
その他	学校ICT環境整備事業		市	
	ICT支援員環境整備事業		市	
	エレベーター設置事業		市	
(3) 集会施設、体育施設等				
公民館	公民館整備事業		市	
体育施設	運動施設整備事業		市	
図書館	図書館整備事業		市	
(4) 過疎地域持続的発展特別事業				
義務教育	外国語指導助手（A L T）配置事業 【事業内容】 外国語指導助手を雇用し、外国語教育の指導体制の充実による国際理解の進展や学力向上を図る。		市	

	<p>【事業の必要性】 英語担当教諭サポート、授業の質の向上及びコミュニケーション意欲の向上が必要。</p> <p>【事業効果】 生きた英語に接することによる国際理解進展及びコミュニケーション能力向上が見込まれる。</p> <p>英語活動支援事業</p> <p>【事業内容】 日本人英語講師を雇用し、英語教育の指導体制の充実による国際理解の進展や学力向上を図る。</p> <p>【事業の必要性】 3年生から始まる外国語活動に向け、1,2年生から英語への素地を育むことが必要。</p> <p>【事業効果】 楽しみながら英語に触れる児童の育成が期待できる。</p>	市
	<p>スクールバス運行事業</p> <p>【事業内容】 小中学校再編に伴う遠距離通学者への対応と通学の安全確保のためのスクールバスの運行。</p> <p>【事業の必要性】 登下校時の安全・安心の確保が必要。</p> <p>【事業効果】 登下校時の安全・安心確保、交通事故削減が見込まれる。</p>	市
	<p>学校ICT環境整備事業</p> <p>【事業内容】 校務用・児童生徒用端末等の機器及びクラウド関連ソフトウェア等を整備し、授業及び校務を安心・安全に行える環境を確保。</p> <p>【事業の必要性】 校務の効率化、日々の授業等及び臨時休業時の児童生徒の学びを保証することが必要。</p> <p>【事業効果】 時代の要請に応じた教育環境の確保が見込まれる。</p>	市
	<p>I C T 支援員配置事業</p> <p>【事業内容】 I C T 支援員の配置による教員の指導力向上と情報化の促進。</p> <p>【事業の必要性】 I C T 利活用教育を推進するため、教員の指導力向上と教育現場の情報化促進に対し、専門的知見を持つ支援員の配置が必要。</p> <p>【事業効果】 各校配置による教育効果向上と即時対応実現が見込まれる。</p>	市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

学校施設は定期的な調査を実施し、必要に応じて計画的な修繕、改修を実施し、施設の長寿命化を図ります。

市民文化系施設は築年が新しい施設と老朽化が進んだ施設があり、施設の長寿命化を図るとともに、安全性、稼働率、類似施設の分布状況などを勘案して、施設の統廃合、集約化、他施設への機能移転等も検討していきます。

スポーツ施設は北多久社会体育館を除き、築後 20 年以上経過しており、計画的な改修、修繕を実施しながら、施設の長寿命化を図っていきます。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市を構成している基盤集落は 105 か所あり、また、行政もそれを基礎単位とし、平均 20 集落をもって各地区（5 町）を形成しています。特徴的には、本市の地勢が盆地状となっており、大集落は平坦部に所在し、山間部には小集落が散在しているため、1 集落の世帯数は 400 世帯を超える集落から 1 衍の集落もあり、偏差は大きくなっています。行政としてはその適正配分が必要ですが、産業、経済、生活形態等についての伝統的又は地区的条件から、集落の整備は非常に難しくなっています。20 世帯未満の集落は 22 か所ありますが、その殆どが山間部にあります。山間部では主に、水田、みかん園、畜産、林業が営まれており、その多くが第二種兼業農家です。集落の中には駅、バス停留所、義務教育学校、医療機関、郵便局、市役所、消防署等の公共施設までの距離が遠いため、いわゆる辺地に指定されているところもあります。小規模の集落では、地域の担い手が不足し、地域コミュニティの崩壊、耕作放棄地の増大や森林の荒廃等、多くの問題を抱えています。

少子・高齢化等による社会経済情勢の変化に伴い、高齢者や子育て家庭に対する支援や環境保全、防災・防犯、教育等、市民生活に直結するさまざまな分野で多くの地域課題が発生し、行政だけでは、こうした事態と変化に対応しきれなくなっています。このため、地域の課題解決に取り組むコミュニティ組織の活性化や組織強化のための支援、コミュニティ活動を担う人材育成を行い、協働のまちづくりを実現することが必要となっています。また、良好な生活空間を維持するためには、交通基盤や情報基盤等のネットワークの形成による他地域との交流や地域コミュニティの醸成が必要です。

(2) 対策

社会情勢が急速に変化し、市民の求める豊かさが多様化する中で、市民一人ひとりが満足するまちをつくるためには、高度化・多様化する市民のニーズやさまざまな地域課題を的確に把握し、市民意識の向上を図りながら行政と市民や組織・団体等の適正な役割分担に基づいた協働と参画によるまちづくりを進めていく必要があります。

自治会、ボランティア組織、N P O 法人等の市民社会組織が中核となって、まちづくりに取り組んでいくことが求められています。地域自治に取り組む市民社会組織が行う自主的な活動の支援を図ります。また、そのために、これら組織のネットワークづくりを推進し、情報交換等を行い、組織力の強化を図ります。

（主要施策）

● 地域と行政を結ぶ地域活動の促進

行政や地域が抱える課題に地域おこし協力隊員や集落支援員と協力して解決に取り組み、地域の活性化を支援します。

● コミュニティ組織への支援

多久市ふるさと振興助成金制度を活用し、コミュニティ活動を支援します。

（目標）

指標名	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
-----	------------------	-------------------

ふるさと振興助成金申請件数	11 件	20 件
地域おこし協力隊・集落支援員の配置数	3 人	10 人

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備				
	(1)過疎地域集落 再編事業	過疎地域集落再編事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

多久市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方としては、「市民のニーズに配慮しながら、安全性、耐震化の状況、維持管理の状況、利用状況、類似施設の配置状況等を総合的に勘案したうえで、施設総量、施設管理の適正化を図り、今後の財政負担を軽減・平準化していく必要があります。」としており、本計画においてもこの考え方へ沿った公共施設の適正化並びに長寿命化、機能の確保を目指します。

1.1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市における文化芸術活動の振興としては、文化団体の活動や文化連盟の各種行事の開催を積極的に支援してきました。また、公益財団法人孔子の里の事業についても積極的な支援を行ってきました。しかし、文化芸術活動の今後一層の活動充実を図っていくためには、文化連盟の構成員の高齢化に伴う後継者の育成、伝統芸能の担い手の確保等に努めていく必要があります。

埋蔵文化財、民俗文化財、歴史的建造物、先覚者資料、天然記念物等の文化遺産を保存保護し、資料館の展示活動を中心に学習・観光等での活用に努めてきました。さらには、ふるさと先人学習等の実施を進めてきました。今後は、ふるさと学習の活性化や文化遺産の適切な保存保護等が課題となっています。

多くの自治体で地元の文化財を再評価し、整備活用していく機運が醸成されつつあり、学校教育や地域づくり、観光分野において、地域資源の積極的な活用、ふるさと文化の創造、ふるさと教育の推進等が求められるようになっています。

(2) 対策

先人が残してきた建造物や史跡、伝統文化などの文化遺産を、市民の共有財産として保存活用し、市内外への情報発信を積極的に行うことにより、地域にある文化遺産や文化芸術へ触れ合う機会を育むことを目指します。

(主要施策)

●文化芸術活動の活性化

市民が地域の文化や芸術に触れる機会を提供し、文化芸術活動が盛んなまちを目指します

地域に根付いている文化・芸術に触れ親しむことで、「自然・歴史・伝統・文化」に対する関心や理解を深め、色々なものを尊重する態度を育て、豊かな人間性を涵養することができます。

●地域の歴史・文化資源の保護・継承

文化遺産を次世代まで受け継いでいき、市民が誇れる歴史・文化のまちを目指します。

多久市は多久聖廟や石器原産地遺跡群といった全国に誇れる文化遺産やふるさとの先人を有していますが、市内外での認知度が低いため、まずは市内の人人が文化遺産やふるさとの先人の活動を知り愛着を高めることにより、市外の方へ良さが伝播していくよう取り組みます。

●ふるさと先人の顕彰事業の推進

本市の先人顕彰事業の成果を情報発信しつつ、先人顕彰を行う全国の自治体と情報交換を行います。また、新たな視点から先人の再検証にも取り組みます。

先人学習や郷土学習を推進し、義務教育学校や生涯学習の取り組みに活かし、郷土愛の醸成を図りつつ「ふるさとの先人を活かしたひとづくり、こころ育て」に取り組みます。

(目標)

指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
文化祭り参加団体数	21 団体	21 団体
文化財の指定・登録件数	49 件	50 件

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等				
	(1) 文化施設等 (2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	多久聖廟保存修理事業 文化財保存事業 文化振興事業 【事業内容】 文化振興に寄与する団体や事業運営を支援し、学芸文化の振興を図る。 【事業の必要性】 地域コミュニティー衰退により、文化の継承や学びの機会確保が難しくなっている為。 【事業効果】 地域文化を保護し、満足度を上げることで、愛着と誇りを持てるまちづくりに寄与する。	市 市 市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

社会教育系施設は、当市の文化遺産に関する施設が多くなっており、地域資源の積極的な活用やふるさと文化の創造、多久学の推進を進めていくためにも重要な施設となっています。

これらの施設は一部を除き、新耐震基準に基づく建物となっていますが、老朽化による不具合等が生じることが予想されますので、定期的な点検・調査、計画的な修繕、改修を実施し、施設の長寿命化を図っていきます。

1.2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

平成24年に環境の保全についての基本理念を定めた「多久市環境基本条例」を制定し、平成26年には条例に基づく環境行政の最上位計画となる「多久市環境基本計画」を策定しました。以後、環境施策の多様な分野に対して積極的に取り組んできましたが、令和5年度に計画期間の終了を迎えたことで、社会状況の変化を踏まえて、新たに「第2次多久市環境基本計画」を策定しました。

環境問題の中で特に地球温暖化は、平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響が観測されるなど、各地でその影響が顕在化し、喫緊の課題となっています。こうしたことから再生可能エネルギーの利用の推進など地球温暖化対策の取組を積極的に進めていく必要があります。

(2) 対策

政府は、令和3年4月に2050年(令和32年)までにカーボンニュートラルを目指すこと、そのための中間的な目標として、温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比46%削減を目指すことを表明しました。本市も令和6年4月に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現に向け、多久市ゼロカーボンシティ宣言を行いました。

また、令和6年4月に策定した「第2次多久市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」において、多久市の事務・事業を対象とした2030年度における地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量を、2013年度比で70%削減することを掲げました。引き続き、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化を検討しながら、温室効果ガス排出量を抑制し、脱炭素化を進めています。

(主要施策)

● GXの推進による地球温暖化防止

「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定に取り組みます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1.1 再生可能エネルギーの利用の推進				
	(1) 再生可能エネルギー利用施設	再生可能エネルギー利用施設整備事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

多久市公共施設等総合管理計画における基本的な考え方としては、「市民のニーズに配慮しながら、安全性、耐震化の状況、維持管理の状況、利用状況、類似施設の配置状況等を総合的に

勘案したうえで、施設総量、施設管理の適正化を図り、今後の財政負担を軽減・平準化していく必要があります。」としており、本計画においてもこの考え方へ沿った公共施設の適正化並びに長寿命化、機能の確保を目指します。

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続 発展特別事業			
	移住・定住	定住促進事業	市	住宅取得等が促進されることにより定住人口が増加し、人口減少の抑制を図る。
		空家等対策計画策定事業	市	計画を基に空き家の除却・利活用を所有者に促すことで年々増加傾向にある空き家数の減少を図る。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	第1次産業	有害鳥獣被害対策事業	生産者団体 協議会	農作物被害を減少させることにより農業経営が安定し、農村集落の地域活性が見込まれる。
	観光	観光振興事業	市	市内経済の好循環効果が期待でき地域活性化につながる。
	企業誘致	企業立地奨励事業	市	新規の企業を誘致することにより、雇用の場の創出及び地域経済の活性化が見込まれる。
		オフィス等開設支援事業	市	企業の進出や社員の移住など、関係人口の創出により地域経済の活性化が見込まれる。
	その他	地域商業活性化支援事業	市	交流人口の増加や新たな賑わいの創出から周辺店舗への経済波及効果、街なかの全体的な活性化につながる。
		まちづくり活動支援補助事業	市	来街者を街なかへ誘導することで賑わいづくりと経済効果を導き出す。
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続 発展特別事業	地域持続性確保事業	市	移動手段が限られた地域であっても、相談や申請、交付のサービスを受けることができるようになり、地域の持続性が確保される。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続 発展特別事業			
	公共交通	多久市自家用有償バス運行事業	市	市民の日常生活における移動手段の確保及び外出促進により、地域活性化を図る。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続 発展特別事業			
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続 発展特別事業			
	児童福祉	子どもの医療費助成事業	市	子どもの医療費を助成により、疾病的早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。

	子ども・子育て支援事業	市	子育て家庭の子育てに対する不安感や孤独感、子育てと仕事の両立の負担感が軽減されるよう、子育て相談、交流の場等を提供することで、安心して子育てができる環境づくりを図る。
	保育料軽減事業	市	子育て世帯が安心して出産し子育てするための支援につながる。
	放課後児童健全育成事業	市	児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立による健全育成が見込まれる。
その他	配食・見守りサービス事業	市	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための支援につながる。
7 医療の確保			
(3) 過疎地域持続発展特別事業			
その他	救急医療体制整備	市	急変に対応し、重症化を予防することで健康寿命の延伸、医療費の適正化が見込まれる。
8 教育の振興			
(4) 過疎地域持続発展特別事業			
義務教育	外国語指導助手（A L T）配置事業	市	生きた英語に接することによる国際理解進展及びコミュニケーション能力向上が見込まれる。
	英語活動支援事業	市	楽しみながら英語に触れる児童の育成が見込まれる。
	スクールバス運行事業	市	登下校時の安全・安心確保、交通事故削減が見込まれる。
	学校ICT環境整備事業	市	時代の要請に応じた教育環境の確保。
	I C T 支援員配置事業	市	各校配置による教育効果向上と即時対応実現が見込まれる。
9 集落の整備			
(1) 過疎地域集落再編事業	過疎地域集落再編事業	市	
10 地域文化の振興等			
(2) 過疎地域持続発展特別事業			
地域文化振興	文化振興事業	市	より良い文化芸術活動の風土を醸成し、愛着と誇りを持てるまち作りに寄与する。
11 再生可能エネルギーの利用の推進			
(2) 過疎地域持続発展特別事業			